1　土壌汚染対策法　抜粋

（平成 14 年５月 29 日法律第 53 号）
（最終改正　令和４年６月 17 日法律第 68 号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒（ひ）素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

２　この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次条第一項及び第八項、第四条第二項及び第三項本文並びに第五条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

第二章　土壌汚染状況調査

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第三条　使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

２　前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

３　都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

４　都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

５　第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

６　都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

７　第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

二　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

８　都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第四条　土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更

二　軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

三　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

２　前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

３　都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によ

って汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

（土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）

第五条　都道府県知事は、第三条第一項本文及び第八項並びに前条第二項及び第三項本文に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

２　都道府県知事は、前項の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下この項において「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該調査等を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（以下略）

土壌汚染対策法施行規則　抜粋

（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号）

（最終改正　令和６年４月１日環境省令第 17 号）

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二条　法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあっては、九百平方メートルとする。

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出）

第二十三条　法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一　土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

二　土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

第二十四条　法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

三　土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

四　現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）にあっては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五条　法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　次のいずれにも該当しない行為

イ　土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ　土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ　土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

二　農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの

三　林業の用に供する作業路網の整備であって、第一号イに該当しないもの

四　鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

五　都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

（土壌汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意）

第二十五条の二　法第四条第二項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第一項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

（法第四条第二項の調査の結果の提出）

第二十五条の三　法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土壌汚染状況調査を行った場所

三　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象とし

なかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
四　土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
五　土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項
六　土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
七　土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
八　土地の形質の変更をしようとする者が土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

2　前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条　法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一　土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
二　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
三　特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
四　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
五　前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

（法第四条第一項の届出に係る土地における土壌汚染状況調査の命令）

第二十七条　法第四条第三項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
一　法第四条第三項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
二　法第四条第三項の命令に係る報告を行うべき期限

土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について　抜粋

（平成 31 年３月１日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知）
（改正 令和４年３月 24 日付け環水大土発第 2202212 号）

第３ 土壌汚染状況調査

２．土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

(2) 土地の形質の変更の届出

① 届出義務の対象となる土地の形質の変更

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が 3000 平方メートル以上であれば、届出が義務付けられる。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地、及び、有害物質使用特定施設が廃止された工場又は事業場の敷地であって法第３条第１項本文の調査を実施予定若しくは実施中であり調査結果の報告が行われていない土地並びに法第３条第１項ただし書の規定に基づく都道府県知事の確認を受けようとしているがまだ受けられていない土地については、土地の形質の変更の部分の面積が 900 平方メートル以上の場合に、届出が義務付けられることとした（規則第 22 条）。

なお、法第４条第３項の趣旨が、汚染されている土地において土地の形質の変更が行われれば、その土地の汚染が拡散するリスクを伴うことから、調査を行わせ、必要に応じて要措置区域又は形質変更時要届出区域（第４の１参照）に指定して、土地の形質の変更の規制等適切な管理を行わせることにあるところ、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には、当該盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから、届出は不要である（(4)参照）。

トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断することとなる。同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して 3000 平方メートル以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあっては 900 平方メートル以上）となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい。

当該届出は、②の届出義務者が自らその義務の発生を自覚し、行うべきものであることはもちろんであるが、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可担当部局、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく工事許可担当部局等が情報を有している場合があることから、必要に応じ、これらの部局との連携をとり、当該届出義務の履行の確保を図るよう努めることとされたい。

なお、当該届出の対象となる土地の形質の変更の例外として、類型的に以下の二つを定めている。

ア．軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

土壌汚染が存在するとしても拡散するおそれが小さいことから、適用除外としている（規則第 25 条）。

このうち、同条第１号ロの「土壌の飛散又は流出」とは、土地の形質の変更を行う場所からの土壌の飛散又は流出をいう。

同号ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 センチメートル以上であること」については、土地の形質の変更に係る部分のもっとも深い部分が地表から 50 センチメートル以上であれば、適用除外とはならない。

また、同条第２号の「農業を営むために通常行われる行為」とは、農地等（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第１項に規定する農地及び採草放牧地をいう。）において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為をいい、具体的には、耕起、収穫等を想定している。なお、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは、同号に該当しない。

また、同条第５号として、新たに、都道府県において、土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、特定有害物質による汚染がないと判断された場合においては、当該区域を届出対象外の区域として指定することができることとした（規則第 25 条第５号）。ここで、「土壌汚染状況調査に準じた方法」とは、土壌汚染対策法施行規則第３条から第 15 条までに規定する方法に準じて行う調査をいう。具体的には、例えば、有害物質使用特定施設等が存在した可能性が著しく低いと考えられる保安林等においては、公的届出資料及び一般公表資料等により汚染のおそれ（自然に由来するものを含む。）に関する有効な情報を把握し（地歴調査）、当該情報に基づき、基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質がある場合にあっては、当該汚染のおそれの程度に応じた試料採取等を行う（ボーリング調査）ことが想定されるが、これらの調査は指定調査機関に限らず、都道府県が行うことも認められる。なお、届出対象外の区域として指定する場合には、都道府県において慎重な手続を経ること、指定された区域の公示等を行うこと、指定後の汚染の状況の変化について的確に情報の把握をすることが前提となることに留意されたい。

イ．非常災害のために必要な応急措置として行う行為

緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外としている（法第４条第１項第２号）。

②　届出義務者当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

なお、届出義務者が土地の所有者等でない場合にあっては、当該届出や法第４条第３項の命令が発出される可能性について、届出義務者から土地の所有者等に対して十分な説明を行うように指導されたい。

③　届出の際の添付図面及び書類

当該届出に当たっては、届出書に添えて、ア．土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図及びイ．土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を提出しなければならない（規則第 23 条第２項）。

このうち、アについては、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する。

また、イについては、登記事項証明書を例示しているがそれに限るものではない。例えば、土地の所有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等が想定される。

さらに、届出事項について、法第４条第３項の命令又は第４条第２項に基づく土壌汚染状況調査においては、試料採取等の対象とする深さの範囲を、最大形質変更深さより１メートル深い深さまでに限定できることとしたことから、記載事項として当該形質変更の深さを追加することとした。また、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等である場合にあっては、土地の形質の変更の届出を要する規模を 900 平方メートル以上としたことから、当該施設の種類及び設置場所を記載することとした（規則第 24 条第３号、第４号）。

④　届出義務の履行期限

届出は、土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに行わなければならない。ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含まない。

２　神奈川県土地利用調整条例　抜粋

（平成８年３月29日条例第10号）
（最終改正 平成23年３月22日条例第17号）

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、狭小な県土に多数の県民が生活し、多様な産業が集積している本県において、現在及び将来の県民のための限られた資源である県土を適正に保全し、又は利用することが県民の健康で文化的な生活を実現

するために不可欠の条件であることにかんがみ、開発行為等の計画について、協議等の手続を定め総合的な調整を行うことにより、県土の計画的な利用を図り、もって県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　開発行為　土地の区画形質の変更をいう。

（２）　埋立行為　公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第１条第１項に規定する埋立又は同項に規定する公有水面における規則で定める工作物の新築、増築又は改築をいう。

（３）　開発区域　開発行為又は埋立行為（以下「開発行為等」という。）をする土地又は公有水面の区域をいう。

（４）　事業者　開発行為等に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

第２章　開発計画の調整に関する手続等

第１節　開発計画の協議等

（開発計画の協議）

第３条　事業者は、開発行為等をしようとするときは、当該開発行為等の計画（以下「開発計画」という。）について、あらかじめ知事に協議しなければならない。ただし、次に掲げる開発行為等については、この限りでない。

（１）　開発区域の面積（開発行為等が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域の面積）が１ヘクタール未満の開発行為等（埋立行為に係る開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為等を除く。）

（２）　土地の利用目的の変更を伴わない開発行為その他の開発行為で規則で定めるもの

（３）　都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第９項に規定する地区計画等が定められた区域、同法第７条第１項に規定する市街化区域又は同法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められた区域（同法第７条第１項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域に限る。）において行う開発行為

（４）　都市計画法第11条第１項の規定により都市計画に定められた施設の整備に関する事業又は同法第12条第１項の規定により都市計画に定められた事業の施行として行う開発行為

（５）　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第１項又は第９条第１項に規定する農業振興地域整備計画に基づく事業の施行として行う開発行為

（６）　自然公園法（昭和32年法律第161号）第２条第６号又は神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第６号）第２条第２号に規定する公園事業の施行として行う開発行為

（７）　河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川の区域、同法第100条第１項の規定により市町村長が指定した河川の区域その他規則で定める区域において行う埋立行為

（８）　港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第２項に規定する重要港湾に係る同条第３項に規定する港湾区域において同法第３条の３第１項に規定する港湾計画に基づく事業の施行として行う埋立行為

（９）　公益性が特に高いと認められる開発行為等その他の開発行為等で規則で定めるもの

２　前項の規定による協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開発計画書」という。）に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）　開発計画の名称

（３）　開発行為等の目的又は実施を必要とする理由

（４）　開発区域の位置、区域及び面積

（５）　開発区域内において予定される建築物その他の施設の概要

（６）　その他規則で定める事項

３　第１項の規定による協議は、開発行為等を行うにつき法令等の規定により許可、認可その他これらに相当する行為（以下「許可等」という。）を要することとされているときは、当該許可等に係る申請等の手続に先立ち行うよう努めなければならない。

（関係者への周知等）

第４条　事業者は、開発計画書の提出前に、又は開発計画書の提出後遅滞なく、開発行為等に関係がある地域の住民その他の関係者に対して、開発計画の内容を周知させ、これらの者の意見を聴くよう努めなければならない。

２　事業者は、前項の規定による周知及び意見の聴取の状況について、知事に報告しなければならない。

３　知事は、事業者に対し、第１項の規定による周知又は意見の聴取について、必要な指導又は助言を行うことができる。

第２節　開発計画の審査等

（開発計画の審査等）

第５条　知事は、第３条第１項の規定による協議があったときは、遅滞なく、開発計画について審査し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審査結果通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

（１）　開発計画の適否及びその理由

（２）　開発行為等の実施に当たり講ずべき措置

（３）　その他知事が必要と認める事項

２　知事は、前項の規定による審査に当たっては、開発区域を管轄する市町村長に開発計画書の写しを送付し、当該開発計画書に係る開発計画についての意見を求めるものとする。

（審査指針の作成）

第６条　知事は、前条第１項の規定による審査の基準その他必要な事項を定めた指針（以下「審査指針」という。）

を定め、かつ、これを公表しなければならない。

第３節　開発計画の変更等

（開発計画の変更届）

第７条　事業者は、開発計画書の提出後、審査結果通知書の交付を受けるまでの間に、開発計画の内容を変更（事業者の変更を含む。次条第１項において同じ。）しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（開発計画の変更協議等）

第８条　事業者は、審査結果通知書の交付を受けた後（第４項の規定による再審査結果通知書の交付を受けた場合にあっては、当該再審査結果通知書の交付を受けた後）、開発行為等が完了するまでの間に、開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。ただし、軽微な変更その他の規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

２　事業者は、前項ただし書に規定する軽微な変更その他の規則で定める変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

３　第１項の規定による協議をしようとする者は、変更事項の内容及び変更の理由を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

４　知事は、第１項の規定による協議があったときは、遅滞なく、当該協議に係る開発計画について審査し、その開発計画に係る第５条第１項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再審査結果通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

５　第４条及び第５条第２項の規定は、事業者が第１項の規定による協議をした場合について準用する。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

（事業者の承継）

第９条　事業者について相続その他の一般承継があったときは、被承継人が行った手続等（この条例に規定する手続その他の行為をいう。以下同じ。）は相続人その他の一般承継人（以下「相続人等」という。）が行ったものと、被承継人について行われた手続等は相続人等について行われたものとみなす。

（開発計画の廃止届）

第10条　事業者は、開発計画書の提出後、当該開発計画書に係る開発計画を廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第４節　開発行為等の実施等

（行為着手等の制限）

第11条　事業者は、第５条第１項の規定による審査結果通知書の交付を受けた日以後でなければ、開発行為等に着手してはならない。

２　事業者は、第８条第１項の規定による協議をしなければならないときは、同条第４項の規定による再審査結果通知書の交付を受けた日以後でなければ、開発行為等に着手してはならない。この場合において、既に開発行為等に着手している事業者は、直ちに当該開発行為等を停止しなければならない。

（開発行為等の着手届等）

第12条　事業者は、開発行為等に着手したときは、その日から５日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

２　事業者は、開発行為等を完了したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（新たな開発行為等とみなす場合）

第13条　次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに開発行為等をしようとするときとみなす。ただし、知事が、審査結果通知書において別に認めたときは、この限りでない。

（１）　事業者が、第５条第１項の規定による審査結果通知書の交付を受けた日から起算して５年を経過した日後、当該審査結果通知書に係る開発行為等に着手しようとする場合

（２）　事業者が、開発行為等に着手した日後、当該開発行為等を３年を超えて中断した後再開しようとする場合

２　前項の規定は、事業者が第８条第４項の規定による再審査結果通知書の交付を受けた場合について準用する。

第３章　雑則

（国土利用計画審議会）

第14条　知事は、審査結果通知書又は再審査結果通知書（以下「審査結果通知書等」という。）を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、神奈川県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができる。

２　知事は、審査指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が軽微な変更と認めたときは、この限りでない。

（命令）

第15条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

（１）　第11条第１項又は第２項の規定に違反した事業者又は当該事業者から開発行為等に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。）

（２）　偽りその他の不正な手段により審査結果通知書等の交付を受けて開発行為等をした事業者又は当該事業者から開発行為等に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。）

（公表）

第16条　知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

（１）　前条各号のいずれかに該当する者

（２） 審査結果通知書等に記載された内容と異なる開発行為等をした事業者
（３） 第17条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した事業者又は事業者から開発行為等に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。以下「請負人」という。）

２　知事は、前項第２号に規定する者について前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（立入検査等）

第17条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は請負人から開発行為等に係る工事その他の行為の状況について報告又は資料の提出を求め、又は当該職員に開発区域に立ち入り、工事その他の行為の状況を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（許可等への配慮）

第18条　知事は、事業者が開発行為等を行うにつき法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有するときは、当該許可等を行うに当たり、審査結果通知書等の内容について配慮するものとする。

（市町村条例との関係）

第19条　市町村が開発行為等に関して制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めるときは、この条例は、当該市町村の区域における開発行為等については、適用しない。ただし、開発区域が当該市町村以外の区域にわたる場合であって、当該市町村以外の区域における開発行為等が第３条第１項の規定による協議を要するものであるときは、この限りでない。

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　罰則

第21条　第15条の規定による知事の命令に違反した者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第22条　第11条第１項又は第２項に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第23条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則（一部略）

（施行期日）

１　この条例は、平成８年10月1日から施行する。

（経過措置）

２　都市計画法第４条第２項に規定する都市計画区域以外の区域又は同法第７条第１項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域が存する市町村で規則で定めるものの区域における開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に限る。）については、当分の間、第３条第１項第１号中「１ヘクタール」とあるのは「3,000平方メートル」とする。

３　この条例の施行の際現に開発行為等を行っている者及び開発行為等を行うにつき法令等の規定により許可等を要することとされている場合に当該許可等を受けている者については、この条例の規定は適用しない。

（検討）

４　知事は、平成21年４月１日から起算して５年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県土地利用調整条例施行規則　抜粋

（平成８年７月19日規則第97号）
（最終改正　令和７年３月25日規則第22号）

（公有水面における工作物）

第１条　神奈川県土地利用調整条例（平成８年神奈川県条例第10号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する規則で定める工作物は、土地（公有水面の水底を含む。）に定着する工作物であって、その一部が水流又は水面の上にあるものをいう。

（土地の利用目的の変更を伴わない等の開発行為）

第２条　条例第３条第１項第２号に規定する規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

（１） その土地の利用目的（別表１の項から17の項までに掲げる土地利用目的のいずれかをいう。）を変更しない開発行為
（２） その土地の利用目的を別表２の項又は３の項に掲げる土地利用目的から同表１の項に掲げる土地利用目的に変更する開発行為
（３） その土地の利用目的を別表５の項から17の項までに掲げる土地利用目的のいずれかから同表１の項から３の項までに掲げる土地利用目的のいずれかに変更する開発行為

（埋立行為に係る適用除外の区域）

第３条　（略）

（公益性の高い開発行為等）

第４条　条例第３条第１項第９号に規定する規則で定める開発行為等は、次に掲げるものとする。

（１）　土地収用法（昭和26年法律第219号）第３条第１号から第８号まで、第10号から第15号まで、第17号の２から第20号まで、第31号及び第33号から第34号の３までに掲げる施設等に関する事業として行う開発行為

（２）　農業用用排水施設、農業用道路、林道その他農業、林業若しくは漁業の用に供する施設に関する事業又は森林法（昭和26年法律第249号）第25条第１項の規定により指定された保安林の保全のために必要な事業若しくは同法第41条第３項に規定する保安施設事業として行う開発行為

（３）　農地法（昭和27年法律第229号）第２条第１項に規定する農地及び採草放牧地（以下「農地等」という。）の造成事業として行う開発行為（農地等において行うもの又は国若しくは地方公共団体が行うものに限る。）

（４）　農地等における土石の採取を目的とする開発行為(その土地の形質を着手後３年以内に原状に復するものに限る。)

（５）　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校若しくは中学校（私立学校を除く。）の設置又は社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第１項の規定による公民館の設置を目的とする開発行為

（６）　国が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条の規定により合衆国軍隊が使用する施設及び区域（以下「合衆国使用施設等」という。）において行う開発行為

（７）　港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する港湾施設（同条第６項において港湾施設とみなされるものを含む。以下「港湾施設」という。）若しくは漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第３条に規定する漁港施設（以下「漁港施設」という。）のうち既存の施設の維持管理に必要な施設又は海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全施設の新築、増築若しくは改築を目的とする埋立行為

（８）　非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為等

（９）　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる開発行為等で知事との調整が整ったもの

ア　国又は地方公共団体（法令の規定により国の行政機関又は地方公共団体とみなされて森林法第10条の２第１項第１号の規定が準用される者を含む。）が行う開発行為

イ　農地等の造成事業として行う開発行為（土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項に規定する土地改良事業であるものに限る。）

ウ　港湾施設、漁港施設、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第２条第１項に規定する自衛隊の業務の用に供する施設又は合衆国使用施設等の新築、増築又は改築を目的とする埋立行為

第５条～第17条（略）

附　則（略）

別表（第２条関係）

番号	土地利用目的	内容
1	森林及び原野	森林法第２条第１項に規定する森林及び雑草、かん木類等が生育する土地で開発又は整備がなされていないもの
2	農地等	農地及び採草放牧地
3	公園及び緑地	公園、公共の用に供する広場及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第３条第１項に規定する緑地(１の項、２の項及び16の項に掲げるものを除く。)
4	水面、河川及び水路敷地	湖沼、ため池、河川（河川法（昭和39年法律第167号）第３条又は同法第100条に規定する河川をいう。）、水路その他流水を誘導管理する施設の敷地である土地
5	道路鉄道等用地	一般交通の用に供する道路、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道及び鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第６号）第47条第１号に規定する普通索道の用に供する土地
6	住宅用地	主として住宅としての建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
7	商工業施設用宅地	主として商業施設又は工業施設としての建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
8	研究研修施設用宅地	主として研究施設又は研修施設としての建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
9	教育文化施設用宅地	主として学校、博物館、劇場等の教育施設又は文化施設としての建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
10	福祉医療施設用宅地	主として児童福祉施設、介護老人保健施設、病院等の福祉施設又は医療施設としての建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
11	その他の宅地	６の項から10の項までに規定する建築物以外の建築物の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
12	墓地墓園用地	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第２条第４項に規定する墳墓その他これに準ずる施設の集合的な設置の用に供する土地
13	土石採取用地	土石（岩石、砂利（砂及び玉石を含む。）又は土をいう。以下同じ。）の採取の用に供する土地

14	廃棄物処理施設用地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）の分別、保管、積替え、再生、処分等を行うための施設の用に供する土地
15	発生土処分場用地	工事その他土地の形状の変更行為に伴って生ずる土石（廃棄物であるものを除く。）の処分の用に供する土地
16	レクリエーション施設用地	運動場、野球場、キャンプ場等のスポーツ施設又はレクリエーション施設の用に供する土地（11の項に掲げるものを除く。）
17	その他の用地	１の項から16の項までのいずれにも該当しない土地

３　神奈川県環境影響評価条例　抜粋

（昭和 55 年 10 月 20 日条例第 36 号）
（最終改正 平成 26 年３月 28 日条例第 25 号）

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、神奈川県環境基本条例（平成８年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれに対する意見を求めるための手続その他の環境影響評価に関する事項を定めることにより、これらの事業の実施に際し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされることを期し、もつて現在及び将来の良好な環境の保全及び創造に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業で、規模、実施される地域等により環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

２　この条例において「法対象事業」とは、対象事業のうち、環境影響評価法（平成９年法律第81号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する第一種事業及び法第４条第３項第１号（法第39条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられた法第２条第３項に規定する第二種事業（法第４条第４項（法第39条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び法第29条第２項（法第40条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する法第４条第３項第２号の措置がとられたものを除く。）をいう。

３　この条例において「事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　対象事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する都市計画に定めようとする対象事業を除く。）を実施する者（委託に係る対象事業にあつては当該委託をする者をいう。）

（２）　対象事業が都市計画法に規定する都市計画に定めようとする事業である場合における当該対象事業について規則で定める者

（県等の責務）

第３条　県、事業者及び県民は、環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例に規定する環境影響評価に関する手続その他の行為（以下「手続等」という。）が適切かつ円滑に行われるようそれぞれの立場で努めなければならない。

第２章　環境影響評価に関する評価項目、配慮事項及び技術指針（略）

第３章　法対象事業以外の対象事業に係る環境影響評価に関する手続等

第１節　環境影響予測評価実施計画書の提出等

（実施計画書の提出）

第７条　事業者は、対象事業の実施に先立ち、技術指針に基づき文献調査その他の方法による調査を行い、次に掲げる事項を記載した環境影響予測評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（２）　対象事業の名称

（３）　対象事業の位置又は実施区域

（４）　対象事業の位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性

（５）　対象事業の目的又は実施を必要とする理由

（６）　対象事業の規模、実施方法その他の内容の概要

（７）　評価項目の選定（対象事業の位置又は実施区域、規模、実施方法その他の内容についての代替案が存在する場合の当該代替案に係るものを含む。）及び調査等の手法

（８）　対象事業の位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性に基づき、配慮しようとする内容

（９）　対象事業の位置又は実施区域の決定前の計画の立案の段階において行つた検討の経緯及びその決定の理由

（10）　その他規則で定める事項

２　前項の規定による実施計画書の提出は、対象事業の種類ごとに規則で定める時期に行うよう努めなければならない。

（実施計画周知書の提出等）

第８条　実施計画書を提出した事業者は、実施計画書の内容について周知を図る必要がある地域として知事が別に

定める基準に従つて事業者が定めた地域、実施計画書の内容についての説明会（第10条において「実施計画書説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項を記載した実施計画周知書（以下「実施計画周知書」という。）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2　知事は、前項の承認に当たつては、実施計画書の内容について周知を図る必要があると認める地域を管轄する市町村長（当該実施計画書に記載された対象事業を行う事業者である市町村長を除く。）に実施計画書の写し及び実施計画周知書の写しを送付し、期限を付して、当該実施計画周知書についての意見を求めるものとする。

（実施計画書の公告及び縦覧）

第９条　知事は、前条第１項の承認をしたときは、遅滞なく、実施計画書の提出があつた旨、同項の規定により承認した実施計画周知書に記載された実施計画書の内容について周知を図る必要がある地域（以下「実施計画関係地域」という。）、実施計画書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して30日間、実施計画書の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該実施計画書をインターネットの利用により公表しなければならない。

（実施計画書の周知）

第10条　事業者は、第８条第１項の規定により承認された実施計画周知書に基づき、規則で定める期間内に実施計画書説明会を開催するほか、実施計画関係地域内に住所を有する者、実施計画関係地域内に勤務する者その他規則で定めるものに対し、実施計画書の内容について周知を図らなければならない。

2　実施計画書説明会の開催方法等に関し必要な事項は、規則で定める。

3　事業者は、実施計画書説明会終了後、速やかに、当該実施計画書説明会の概要を記載した説明会概要報告書を知事に提出しなければならない。

4　知事は、前項の説明会概要報告書の提出があつたときは、その写しを実施計画関係地域を管轄する市町村長（実施計画書に記載された対象事業を行う事業者である市町村長を除く。以下「実施計画関係市町村長」という。）に送付するものとする。

（実施計画意見書の提出等）

第11条　実施計画書について環境保全上の見地からの意見を有する者は、第９条の期間内に、当該意見を記載した書面を知事に提出することができる。

2　知事は、実施計画書について環境保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「実施計画意見書」という。）の提出があつたときは、前項の期間が経過した日後、速やかに、実施計画意見書の写しを事業者及び実施計画関係市町村長に送付するものとする。

（審査意見書の作成等）

第12条　知事は、第７条第１項の規定による実施計画書の提出があつたときは、遅滞なく、当該実施計画書について、環境保全上の見地から審査を行い、実施計画審査意見書（以下「審査意見書」という。）を作成しなければならない。

2　知事は、審査意見書の作成に先立ち、実施計画関係市町村長に対し、期限を付して、環境保全上の見地からの意見を求めるものとする。

3　知事は、審査意見書の作成に当たつては、実施計画意見書及び前項に規定する実施計画関係市町村長の意見について、環境保全上の見地から十分考慮するものとする。

4　知事は、審査意見書を作成したときは、当該審査意見書を事業者に送付するとともに、その写しを実施計画関係市町村長に送付するものとする。

第２節　環境影響予測評価書案の提出等（略）

第３節　環境影響予測評価書の提出等（略）

第４節　環境影響予測評価実施計画書の作成等の併合等

（実施計画書の作成等の併合等）

第23条　１又は２以上の事業者が相互に関連する２以上の対象事業を実施しようとするときは、当該事業者は、これらの対象事業を合わせて実施計画書を作成し、調査等を行い、及び予測評価書案を作成することができる。

2　前項の規定により２以上の対象事業を合わせて作成した実施計画書又は予測評価書案を知事に提出した事業者は、当該実施計画書又は当該予測評価書案に記載された対象事業について、手続等を分離して行おうとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

（実施計画書等の変更）

第24条　事業者は、実施計画書の提出後、当該実施計画書に係る予測評価書案を提出するまでの間に、当該実施計画書に記載された事項（第７条第１項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項その他規則で定める事項を除く。）の内容の変更（審査意見書に基づく内容の変更を除く。）をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2　前項に規定する場合において、当該変更後の事業が法対象事業以外の対象事業に該当するときの手続等は、第７条から第13条までの規定の例により行うものとする。この場合において、当該実施計画書に記載された事項の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。

3　事業者は、予測評価書案の提出後、当該予測評価書案に係る予測評価書を提出するまでの間に、当該予測評価書案に記載された事項（第７条第１項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項その他規則で定める事項を除く。）の内容の変更（意見・見解書に記載された見解及び審査書に基づく内容の変更を除く。）をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

4　前項に規定する場合において、当該変更後の事業が法対象事業以外の対象事業に該当するときの手続等は、第７条から第21条までの規定の例により行うものとする。この場合において、当該予測評価書案に記載された事項

の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。
5　第１項又は第３項に規定する場合における当該変更後の事業が法対象事業に該当する場合において、当該法対象事業に係る手続等について、知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、次章第２節から第５節までに規定する手続等の全部又は一部を行わないことができる。

第５節　法対象事業に対する適用除外

（法対象事業に対する適用除外）
第25条　法対象事業については、この章（前条第５項を除く。）の規定は適用しない。

第４章　法対象事業等に係る環境影響評価に関する手続等（略）

第５章　対象事業の廃止等に関する手続等

（対象事業の廃止）
第61条　事業者は、実施計画書の提出後、当該実施計画書に記載された対象事業を廃止したときは、その日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
2　知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨及び手続等が終了した旨を公告するとともに、関係する市町村長に通知するものとする。
3　前２項の規定は、条例方法書の提出後、当該条例方法書に記載された法対象事業を廃止した場合について準用する。
（事業者の氏名等の変更）
第62条　事業者は、実施計画書の提出後、当該実施計画書に記載された対象事業が完了するまでの間に、第７条第１項第１号又は第２号に掲げる事項（法人の代表者の氏名を除く。）の内容を変更したときは、その日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
2　前項の規定は、条例方法書の提出後、当該条例方法書に記載された法対象事業が完了するまでの間に、第29条第１項第１号に掲げる事項（法人の代表者の氏名を除く。）その他規則で定める事項の内容を変更した場合について準用する。
（事業者の変更）
第63条　実施計画書又は条例方法書が提出された後、事業者に変更があつたときは、変更前の事業者が行つた手続等は変更後の事業者が行つたものと、変更前の事業者について行われた手続等は変更後の事業者について行われたものとみなす。
2　前項に規定する場合において、変更後の事業者は、当該変更があつた日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第６章　対象事業の実施等に関する手続等

第１節　対象事業の実施等

（事業着手の制限）
第64条　事業者は、第22条第１項又は第52条の規定による公告の日以後でなければ、対象事業に着手してはならない。
（対象事業着手届）
第65条　事業者は、対象事業に着手したときは、その日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
2　知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を、公告するとともに、当該対象事業が法対象事業以外の対象事業である場合にあつては関係市町村長に、当該対象事業が法対象事業である場合にあつては条例準備書関係市町村長に通知するものとする。
（予測評価書の変更等）
第66条　事業者は、予測評価書又は条例評価書の提出後、当該対象事業を完了し、又は当該対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始するまでの間に、当該予測評価書に記載された事項（第７条第１項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項その他規則で定める事項を除く。）又は当該条例評価書に記載された事項（第29条第１項第１号及び第３号に掲げる事項その他規則で定める事項を除く。）の内容を変更して実施しようとするとき（第３項に該当する場合を除く。）は、その旨を知事に届け出なければならない。
2　前項に規定する場合における当該対象事業に係る手続等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定の例により行うものとする。この場合において、当該予測評価書に記載された事項又は当該条例評価書に記載された事項の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。
（１）　当該変更後の事業が法対象事業以外の対象事業に該当する場合　第７条から第22条まで
（２）　当該変更後の事業が法対象事業に該当する場合　第29条、第31条、第33条から第36条まで、第38条、第40条、第42条第１項から第３項まで、第44条、第45条、第47条、第49条、第51条及び第52条
3　事業者は、法対象事業の着手後、当該法対象事業を完了し、又は当該法対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始するまでの間に、当該法対象事業に係る評価書に記載された事項（法第５条第１項第１号及び第３号に掲げる事項を除く。）の内容を変更して実施しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
4　前項に規定する場合における当該法対象事業に係る手続等は、第７条から第22条までの規定の例により行うものとする。この場合において、当該評価書に記載された事項の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。
（対象事業完了届）
第67条　事業者は、対象事業を完了し、又は対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始したときは、その日から

15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
2　知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を、公告するとともに、当該対象事業が法対象事業以外の対象事業である場合にあつては関係市町村長に、当該対象事業が法対象事業である場合にあつては条例準備書関係市町村長に通知するものとする。
（事後調査の実施等）
第68条　事業者又は事業者であつた者で対象事業を完了したもの若しくはこの者に代わつて事後調査、条例準備書事後調査又は法第14条第１項第７号ハの環境の状況の把握のための措置を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者（以下「事業者等」という。）は、予測評価書に記載した事後調査の計画に従つた事後調査、条例評価書に記載した条例準備書事後調査の計画に従つた条例準備書事後調査又は評価書に記載した法第14条第１項第７号ハの環境の状況の把握のための措置（規則で定める期間を経過するまでの間に行うものに限る。）を行い、その結果その他の規則で定める事項を記載した事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を知事に提出しなければならない。
（事後調査報告書の公告及び縦覧等）
第69条　知事は、事後調査報告書の提出があつたときは、遅滞なく、その旨、事後調査報告書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、事後調査報告書の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該事後調査報告書をインターネットの利用により公表しなければならない。
2　知事は、前項の規定による公告をしたときは、速やかに、事後調査報告書の写しを、当該対象事業が法対象事業以外の対象事業である場合にあつては関係市町村長に、当該対象事業が法対象事業である場合にあつては条例準備書関係市町村長等に送付するものとする。
（事後調査計画等の変更）
第70条　事業者等は、法対象事業以外の対象事業を完了し、又は法対象事業以外の対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始した後、最後の事後調査報告書を提出するまでの間に、当該法対象事業以外の対象事業に係る予測評価書に記載された事後調査の計画の内容を変更して実施しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
2　前項に規定する場合における当該法対象事業以外の対象事業に係る手続等は、第13条から第22条まで及び前２条の規定の例により行うものとする。この場合において、当該法対象事業以外の対象事業に係る予測評価書に記載された事後調査の計画の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。
3　事業者等は、法対象事業を完了し、又は法対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始した後、最後の事後調査報告書を提出するまでの間に、当該法対象事業に係る条例評価書に記載された条例準備書事後調査の計画の内容を変更して実施しようとするとき（第５項に該当する場合を除く。）は、その旨を知事に届け出なければならない。
4　前項に規定する場合における当該法対象事業に係る手続等は、第38条、第40条、第42条第１項から第３項まで、第44条、第45条、第47条、第49条、第51条、第52条及び前２条の規定の例により行うものとする。この場合において、当該法対象事業に係る条例評価書に記載された条例準備書事後調査の計画の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。
5　事業者等は、評価書に記載した法対象事業の着手後、最後の事後調査報告書を提出するまでの間に、当該評価書に記載された法第14条第１項第７号ハの環境の状況の把握のための措置を変更して実施しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
6　前項に規定する場合における当該法対象事業に係る手続等は、第13条から第22条まで及び前２条の規定の例により行うものとする。この場合において、当該法対象事業に係る評価書に記載された法第14条第１項第７号ハの環境の状況の把握のための措置の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。
7　第62条第１項の規定は、事業者等が対象事業を完了した後、最後の事後調査報告書を提出するまでの間に、第７条第１項第１号若しくは第２号に掲げる事項（法人の代表者の氏名を除く。）又は第29条第１項第１号に掲げる事項（法人の代表者の氏名を除く。）その他規則で定める事項の内容を変更した場合について準用する。
（対象事業実施等の状況に関する申出）
第71条　対象事業の実施若しくは完了後の状況又は対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始した後の状況（以下「対象事業実施等の状況」という。）が、明らかに当該対象事業に係る予測評価書、条例評価書又は評価書の記載と異なるものであり、かつ、環境保全上の見地から是正の必要があると認める者は、当該対象事業に係る最後の事後調査報告書の縦覧の期間が満了する日までの間に、その旨を書面で知事に申し出ることができる。
（対象事業実施等の状況に関する実態調査等）
第72条　知事は、事後調査報告書の提出があつた場合、前条の規定による申出があつた場合その他の場合であつて、対象事業実施等の状況が、当該対象事業に係る予測評価書、条例評価書又は評価書の記載と異なるものであり、かつ、環境保全上の見地から必要があると認めるときは、前条の期間が満了する日後規則で定める期間を経過する日までの間に、当該対象事業実施等の状況について実態を調査し、又は事業者等に対し、期限を付して、報告を求めることができる。
（通知等）
第73条　知事は、前条の規定により実態を調査した場合又は事業者等に報告を求めた場合において、対象事業の完了後の状況又は対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始した後の状況が、事業者等の責に帰すべき原因により、予測評価書、条例評価書又は評価書の記載と異なるものであり、かつ、環境保全上の見地から是正を要

する状況であると認めるときは、当該事業者等にその旨を通知するとともに、当該状況について規制する権限を有する者又は法第22条第１項各号に定める者に通知する等の必要な措置を講ずるものとする。

（技術的事項向上のための措置）

第74条　知事は、第72条の実態を調査し、又は報告を求めることができる期間を経過する日後において、必要があると認めるときは、対象事業の完了後の状況又は対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始した後の状況が環境に及ぼす影響についての実態の調査を行うものとする。

２　知事は、事後調査報告書の内容並びに第72条の規定による調査又は報告及び前項の規定による調査の結果について対象事業に係る予測評価書、条例評価書又は評価書との関連において必要な分析及び検討を加え、調査等の手法その他の環境影響評価に関する技術的事項の向上に努めなければならない。

第２節　環境影響評価審査会

（環境影響評価審査会）

第75条　知事は、次に掲げる場合には、神奈川県環境影響評価審査会（次条において「環境影響評価審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

（１）　第６条第１項又は第２項（これらの規定を同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により技術指針を定め、又は改定しようとするとき。

（２）　第12条第１項の規定により審査意見書を作成しようとするとき。

（３）　第20条第１項の規定により審査書を作成しようとするとき。

（４）　第36条第１項の規定により条例方法書審査意見書を作成しようとするとき。

（５）　第49条第１項の規定により条例準備書審査書を作成しようとするとき。

（６）　法第３条の７第１項（法第３条の10第２項の規定により適用する場合を含む。）、法第10条第１項若しくは第５項又は法第20条第１項若しくは第５項の意見を述べようとするとき。

（７）　法第48条第２項において準用する法第20条第１項又は第５項の意見を述べようとするとき。

（８）　前各号に掲げる場合のほか、この条例の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。

第75条の２　知事は、次に掲げる場合には、あらかじめ環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

（１）　第24条第２項、第４項若しくは第５項、第55条第２項、第４項若しくは第５項、第66条第２項若しくは第４項、第70条第２項、第４項若しくは第６項又は第77条第２項の規定により環境保全上の見地から手続等の全部又は一部を行う必要がないと認めるとき。

（２）　第72条の規定により対象事業実施等の状況について実態を調査し、又は事業者等に対し、期限を付して、報告を求めようとするとき。

（３）　第73条の規定により事業者等に通知する等の必要な措置を講じようとするとき。

（４）　第74条第１項の規定により実態の調査を行おうとするとき。

（５）　第77条第３項の規定により法第32条第１項に規定する環境影響評価その他の手続の実施を求めようとするとき。

第７章　雑則

（制度向上のための書面の提出）

第76条　この条例に定める環境影響評価に関する制度の向上に資するための意見を有する者は、当該意見を記載した書面を知事に提出することができる。

（対象事業の新たな実施とみなす場合等）

第77条　次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事業（当該対象事業が法対象事業に該当する場合であつて、当該法対象事業に着手した後であるときは、法対象事業以外の対象事業）の新たな実施とみなす。

（１）　事業者が、第80条第１項の規定により同項第１号に該当するものとして勧告を受けた場合において、当該勧告に係る手続等を規則で定める期間が経過した日後行おうとするとき。

（２）　事業者が、第22条第１項又は第52条の規定による公告の日以後において、当該公告に係る対象事業に規則で定める期間が経過した日後着手しようとするとき。

（３）　事業者が、対象事業に着手した場合において、当該対象事業を規則で定める期間を超えて中断した後再開しようとするとき。

２　知事は、前項の規定により新たな実施とみなされた対象事業に係る手続等について、環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、当該手続等の全部又は一部を免除することができる。

３　事業者が、法第27条の規定による公告の日以後において、当該公告に係る法対象事業に規則で定める期間が経過した日後着手しようとするときは、知事は、環境保全上の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し、法第32条第１項の規定による同項に規定する環境影響評価その他の手続の実施を求めることができる。

（報告の徴収等）

第78条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（実地調査への協力要請）

第79条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において実地に調査を行う必要があるときは、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

（勧告及び公表）

第80条　知事は、対象事業に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（１）　事業者等がこの条例の規定に違反して手続等を行わないとき。

（２） 対象事業が完了し、又は対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始するまでの間に、第72条の規定により実態を調査した場合又は事業者等に報告を求めた場合において、当該対象事業の実施の状況が予測評価書、条例評価書又は評価書の記載と異なるものであり、かつ、当該対象事業の実施により良好な環境の保全に支障をきたすおそれがあるとき。

２　知事は、事業者等が前項の規定による勧告に従わないときは、規則で定める方法により当該事業者等の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

３　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

（許可等への配慮）

第81条　知事は、事業者が対象事業を実施するにつき、法令等の規定により許可、認可その他これらに相当する行為（以下「許可等」という。）を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有するときは、当該対象事業に係る許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る予測評価書、条例評価書又は評価書の内容について配慮するものとする。

２　知事は、事業者が対象事業を実施するにつき、法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許可等の権限を有する者が許可等を行うに当たり、環境保全上の見地からの配慮がなされるものであるときは、当該許可等の権限を有する者に対し、当該予測評価書又は当該条例評価書の写しを送付し、当該対象事業に係る許可等を行うに当たり、当該予測評価書又は当該条例評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

（他法令との関係）

第82条　知事は、対象事業が都市計画法に規定する都市計画に定めようとする事業である場合の環境影響評価に関する手続その他の行為については、都市計画法に定める手続その他の行為との調整を図るため、この条例の規定にかかわらず、別に規則で定めることができる。

２　知事は、対象事業について環境影響評価に関する手続その他の行為が定められているものとして規則で定める法律（都市計画法を除く。）、国の行政機関の長が定める措置等に定める当該手続その他の行為と当該対象事業に係る手続等との調整を図るため、あらかじめ事業者と協議するものとする。

（市町村との関係）

第83条　この条例は、市町村が環境保全上の見地から地域の特性に応じて、この条例と異なる制度を設けることを妨げるものではない。

２　市町村が環境保全上の見地から制定する環境影響評価に関する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、この条例（第４章第１節及び第１節の２、第32条第１項、第33条の２、第37条第２項及び第３項、第41条第１項、第42条第４項、第43条、第46条、第48条第１項から第３項まで、第50条第２項及び第３項、第53条、同章第６節並びに第75条（第１号から第５号までを除く。）を除く。第４項において同じ。）は、当該市町村の区域には、適用しない。

３　前項の知事の認定は、神奈川県公報により行う。

４　対象事業の位置又は実施区域が、第２項の規定によりこの条例を適用しない市町村の区域にわたるときは、同項の規定にかかわらず、知事と当該市町村の長は、当該対象事業に関してよるべき手続その他の行為について、協議して定めるものとする。

（近隣普通地方公共団体との関係）

第84条　知事は、法対象事業以外の対象事業の位置若しくは実施区域、実施計画関係地域又は関係地域が近隣の都県の市町村の区域にわたると認めるときは、当該法対象事業以外の対象事業に関してよるべき手続その他の行為について、当該市町村の長又は当該市町村を包括する都県の長と協議して定めるものとする。

（適用除外）

第85条　この条例は、次に掲げる事業については、適用しない。

（１） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第２項に規定する事業

（２） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

（３） 被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第３号に規定する事業

（４） その他災害の防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業

（委任）

第86条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（略）

別表（第２条関係）

１　道路の建設　２　鉄道、軌道の建設　３　鋼索鉄道、索道の建設　４　操車場、検車場の建設　５　飛行場の建設　６　工場、事業場の建設　７　電気工作物の建設　８　研究所の建設　９　高層建築物の建設　10　廃棄物処理施設の建設　11　下水道終末処理場の建設　12　都市公園の建設　13　工業団地の造成　14　研究所団地の造成　15　流通団地の造成　16　ダムの建設　17　取水堰（せき）の建設　18　放水路の建設　19　土石の採取　20　発生土処分場の建設　21　墓地、墓園の造成　22　住宅団地の造成　23　学校用地の造成　24　レクリエーション施設用地の造成　25　浄水施設及び配水施設用地の造成　26　土地区画整理事業　27　公有水面の埋立て　28　宅地の造成　29　前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

神奈川県環境影響評価条例施行規則　抜粋

（昭和56年1月31日規則第11号）
（最終改正　令和７年３月25日規則第24号）

（対象事業）

第１条　神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第２条第１項に規定する規則で定める事業は、別表第１の事業の種類の欄に掲げる事業ごとに当該要件の欄に掲げる事業とする。

（実施計画書の提出の時期）

第５条　条例第７条第２項に規定する規則で定める時期は、別表第３の対象事業の種類の欄に掲げる対象事業ごとに当該実施計画書の提出の時期の欄に掲げる時期とする。

別表第１（第１条関係）抜粋

番号	事業の種類	要件			
		内容	規模、実施される地域等		
			甲地域	乙地域	その他の地域
9	高層建築物の建設	建築基準法第２条第１号に規定する建築物の新設	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第６号の規定による建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上で、かつ、同項第４号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という。）が５万平方メートル以上である事業	建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積が５万平方メートル以上である事業	建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積が５万平方メートル以上である事業。
13	工業団地の造成	工場等、発電電気工作物を２以上含む工作物の建設の用及びこれらの工作物の敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためになされる当該一団の土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が１ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が３ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が10ヘクタール未満である事業を除く事業
14	研究所団地の造成	自然科学研究所２以上の建設の用及びこれらの敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためになされる当該一団の土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が１ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が３ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が10ヘクタール未満である事業を除く事業
15	流通団地の造成	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第２条第１項に規定する流通業務施設２以上の建設の用及びこれらの施設の敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供するためになされる当該一団の土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が１ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が３ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が10ヘクタール未満である事業を除く事業
21	墓地、墓園の造成	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第２条第４項に規定する墳墓の集合的な設置の用及びこれらの敷地を包含する一団の土地の上に設置される緑地、道路その他の施設の設置の用に供	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が１ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が３ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業

		するためになされる当該一団の土地の造成			
22	住宅団地の造成	一団地の住宅の建設の用及びこれらの敷地を包含する一団の土地の上に設置される学校、幼稚園、店舗その他の居住者の利便に供する施設又は道路、公園その他の公共の施設の設置の用に供するためになされる当該一団の土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が１ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が３ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業
23	学校用地の造成	学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）又は学校以外の教育施設で職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、若しくは教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもの若しくは学校教育に類する教育を行うもの（以下「学校以外の教育施設」という。）１又は２以上の建設（当該学校又は学校以外の教育施設の敷地を包含する一団の土地の上において行われる緑地、道路その他の施設の設置を含む。）の用に供するためになされる土地の造成	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が１ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が３ヘクタール未満である事業を除く事業	27の項に掲げる事業に該当する事業及び当該一団の土地の面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業
24	レクリエーション施設用地の造成	ゴルフ場、総合運動場、野外洋弓場、射撃場又は総合遊園地の設置の用に供するためになされる土地の造成	他の対象事業に含まれる事業、27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が１ヘクタール未満である事業を除く事業	他の対象事業に含まれる事業、27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が３ヘクタール未満である事業を除く事業	他の対象事業に含まれる事業、27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業
28	宅地の造成	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第１号に規定する宅地の造成	13の項から15の項まで及び21の項から27の項までに掲げる事業のいずれかに該当する事業並びに面積が１ヘクタール未満である事業を除く事業	13の項から15の項まで及び21の項から27の項までに掲げる事業のいずれかに該当する事業並びに面積が３ヘクタール未満である事業を除く事業	13の項から15の項まで及び21の項から27の項までに掲げる事業のいずれかに該当する事業並びに面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業

備考　１　「甲地域」とは、次に掲げる地域をいう。

（１）　自然公園法（昭和32年法律第161号）第２条第２号に規定する国立公園の区域（以下「国立公園の区域」という。）のうち同法第20条第１項の規定により特別地域として指定された区域

（２）　自然公園法第２条第３号に規定する国定公園の区域（以下「国定公園の区域」という。）のうち同法第20条第１項の規定により特別地域として指定された区域

（３）　神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第６号）第２条第１号に規定する自然公園の区域（以下「県立自然公園の区域」という。）のうち同条例第18条第１項の規定により特別地域として指定された区域

（４）　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第１号）第４条第１項の規定により指定された歴史的風土保存区域（以下「歴史的風土保存区域」という。）のうち同法第６条第１項の規定により歴史的風土特別保存地区として定められた区域

（５）　自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第１項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域及び同法第22条第１項の規定により指定された自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）のうち同法第25条第１項の規定により特別地区として指定された区域

（６）　自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第２条の規定により指定された自然環境保全地域（以下「県自然環境保全地域」という。）のうち同条例第６条第１項の規定により特別地区

として指定された区域

（７） 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第３条第１項の規定により指定された近郊緑地保全区域（以下「近郊緑地保全区域」という。）のうち同法第５条第１項の規定により近郊緑地特別保全地区として定められた区域

２ 「乙地域」とは、国立公園の区域、国定公園の区域、県立自然公園の区域、歴史的風土保存区域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域及び近郊緑地保全区域のうち甲地域を除く地域をいう。

３ 「その他の地域」とは、甲地域及び乙地域以外の地域をいう。

４ 乙地域に係る対象事業の規模等の算定に当たつては、当該対象事業が甲地域にわたつて実施されるものである場合には、当該甲地域にわたる部分をも算入するものとする。その他の地域に係る対象事業が甲地域又は乙地域にわたつて実施される場合の甲地域又は乙地域にわたる部分についても同様とする。

５ 対象事業の範囲には、当該対象事業の実施に先立ち、又はこれと密接に関連して行われる土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為を含むものとする。

６ １の項から12の項まで（２の項の(２)を除く。）及び16の項から18の項までに掲げる事業のいずれかに該当する対象事業（法対象事業を除く。）の範囲には、次のいずれかに該当する事業を含まないものとする。

（１） 対象事業の内容となつている既存の工作物を除却し、かつ、当該対象事業と同一の事業の種類に属する工作物を当該既存の工作物を含む対象事業の敷地と同一の敷地内に設置する事業（６の項の(１)に掲げる事業にあつては排水量及び燃料使用量が、７の項の(１)に掲げる事業にあつては出力が、10の項の(１)に掲げる事業にあつては処理能力が当該既存の工作物より大きいものを除く。(２)において同じ。）

（２） (１)に掲げる事業のほか、都市計画法第８条第１項第１号に規定する工業地域若しくは工業専用地域又は工場立地法（昭和34年法律第24号）第４条第１項第３号イに規定する工業団地（公的機関により整備され、又はその開発が誘導されたものに限る。）内において、対象事業の内容となつている既存の工作物を除却し、当該対象事業と同一の事業の種類に属する工作物を当該既存の工作物を含む対象事業の敷地と同一の敷地内に設置する事業（当該既存の工作物が除却された日から起算して５年を経過する日までの間に当該事業に着手する場合に限る。）

７ 重油以外の原料及び燃料の重油の量への換算は、当該原料及び燃料の使用量を当該原料及び燃料それぞれの発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量は、１リットル当たり39,558.1725キロジュールとする。）の量に相当するものとして算定する。

別表第３（第５条関係）抜粋

番号	対象事業の種類	実施計画書の提出の時期
９	高層建築物の建設	都市計画法第４条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）を伴う事業にあつては同法第29条第１項又は第２項の規定に基づく許可申請前、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条の２第１項に規定する第一種市街地再開発事業にあつては同法第７条の９第１項の規定に基づく認可申請前、その他の場合にあつては建築基準法第６条第１項の規定に基づく確認の申請前又は同法第59条の２第１項の規定に基づく許可申請前
13	工業団地の造成	公有水面埋立法第１条第１項及び第２項に規定する公有水面の埋立て（以下「公有水面の埋立て」という。）を伴う事業にあつては同法第２条第１項の規定に基づく免許出願前又は同法第42条第１項の規定に基づく承認申請前、開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第１項又は第２項の規定に基づく許可申請前
14	研究所団地の造成	公有水面の埋立てを伴う事業にあつては公有水面埋立法第２条第１項の規定に基づく免許出願前又は同法第42条第１項の規定に基づく承認申請前、開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第１項又は第２項の規定に基づく許可申請前
15	流通団地の造成	同
21	墓地、墓園の造成	開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第１項又は第２項の規定に基づく許可申請前、開発行為を伴う事業以外の事業にあつては墓地、埋葬等に関する法律第10条第１項の規定に基づく許可申請前
22	住宅団地の造成	開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第１項又は第２項の規定に基づく許可申請前、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）の規定により独立行政法人都市再生機構が計画する事業にあつては同法第14条第６項の規定に基づく地方公共団体からの意見聴取前、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）の規定により地方住宅供給公社が計画する事業にあつては同法第28条の規定に基づく地方公共団体の長からの意見聴取前
23	学校用地の造成	開発行為を伴う事業にあつては、都市計画法第29条第１項又は第２項の規定に基づく許可申請前
24	レクリエーション施設用地の造成	同

28	宅地の造成	開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第１項又は第２項の規定に基づく許可申請前、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受ける事業にあつては同法第12条第１項又は第30条第１項の規定に基づく許可申請前

備考　１　対象事業のうち実施計画書の提出の時期の欄において２以上の時期が定められている事業に係る実施計画書の提出の時期は、当該２以上の時期のうち最も早く到来する時期とする。

２　対象事業のうち別表第１の備考５に該当する事業に係る実施計画書の提出の時期は、当該事業に含まれる土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為と同種類の事業について実施計画書の提出の時期の欄に掲げる時期に準ずる時期とする。ただし、実施計画書の提出の時期の欄に掲げる時期に該当する事業がない場合には、当該土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の実施の前とする。

４　神奈川県地球温暖化対策推進条例　抜粋

（平成 21 年 7 月 17 日条例第 57 号）
（最終改正　令和６年 10 月 22 日条例第 74 号）

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、神奈川県環境基本条例（平成８年神奈川県条例第 12 号）の本旨を達成するため、地球温暖化対策の推進について、基本理念を定め、及び県、事業 者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施につ いて必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な取組を促進することを通じ て、地球温暖化対策の推進を図り、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目 的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

（２）　地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。

（３）　温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する温室効果ガスをいう。

（４）　温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするも のに限る。）を使用することをいう。

(5) 再生可能エネルギー等 太陽光、風力その他の永続的に利用することができると認められ るエネルギー源であって規則で定めるものを利用したエネルギー（第９条第３項において「再生可能エネルギー」という。）及び温室効果ガスの排出の量の削減に著しく寄与する機 械器具であって規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第２条の２　地球温暖化対策の推進は、2050 年までの脱炭素社会の実現（令和 32 年までに、人の 活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室 効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。）を旨として、行われ なければならない。

（県の責務）

第３条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地球温暖化対 策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、前項の施策について、市町村及び事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）と連携し、及び協働して実施するよう努めるものとする。

３　県は、市町村及び民間団体等が行う地球温暖化対策が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、温室効果ガスの排出の量の削減に積極的に取り組むよう努めなければならない。

２　事業者のうち、その事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定めるもの（以下「特定大規模事業者」という。）は、地域の地球温暖化対策の推進に貢献するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第５条　県民は、基本理念にのっとり、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に積極的に取り組むよう努めなければならない。

（建築主等の責務）

第６条　建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、基本理念にのっとり、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

２　建築物を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する建築物について、エネルギーの使用の効率性に関する性能（第 32 条において「省エネルギー性能」という。）を維持し、又は向上させるよう努めなければならない。

第２章　地球温暖化対策に関する施策

第１節　地球温暖化対策計画等

（地球温暖化対策計画）

第７条　知事は、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画（以下この条において「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。
２　地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　地域の地球温暖化対策の基本方針
（２）　県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標
（３）　法第 21 条第３項各号に掲げる事項
（４）　地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
４　知事は、毎年度、地球温暖化対策計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表するものとする。
（県の施策等の企画等に当たっての配慮）
第８条　県は、法第 21 条第９項に定めるもののほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止について配慮するものとする。
（事務事業温室効果ガス排出削減計画）
第９条　知事は、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する計画（以下こ の条において「事務事業温室効果ガス排出削減計画」という。）を定めなければならない。
２　事務事業温室効果ガス排出削減計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）　県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する基本方針
（２）　県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標
（３）　前号の目標を達成するための措置に関する事項
（４）　前３号に掲げるもののほか、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　県は、事務事業温室効果ガス排出削減計画に基づき、自ら設置し、又は管理する施設における温室効果ガスの排出の量の削減及び再生可能エネルギーの活用、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用その他の温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組を自ら率先して行うよう努めなければならない。
４　第７条第３項及び第４項の規定は、事務事業温室効果ガス排出削減計画について準用する。
第２節　事業活動に関する地球温暖化対策
（事業活動温暖化対策指針）
第 10 条　知事は、事業者が実施する地球温暖化対策を推進するため、事業活動における地球温暖化対策に関する指針（以下「事業活動温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。
２　知事は、事業活動温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
（事業活動温暖化対策計画書等の提出等）
第 11 条　特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動温暖化対策計画書」という。）を事業活動温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）　事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項であって規則で定めるもの
（３）　地域の地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項
（４）　その他規則で定める事項
２　前項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した特定大規模事業者（以下「計画書提出特定大規模事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事 業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更について は、この限りでない。
３　特定大規模事業者以外の事業者（以下「中小規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、第１項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を記載した計画書（以下「中小規模 事業者用事業活動温暖化対策計画書」という。）を事業活動温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出することができる。
４　第２項の規定は、前項の規定により中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出した中小規模事業者（以下「計画書提出中小規模事業者」という。）について準用する。この場合 において、第２項中「同項各号」とあるのは「第１項第１号、第２号若しくは第４号」と、「又は」とあるのは「当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき、又は」と読み替えるものとする。
（事業活動に係る計画書の作成等への協力）
第 12 条　事業活動温暖化対策計画書又は中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書（以下「事 業活動に係る計画書」という。）を提出する事業者が設置し、又は管理する施設、事業所等の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設、事業所等を設置し、又は管理 する事業者による事業活動に係る計画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該事業活動に係る計画書に基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めなければならない。
（中小規模事業者に対する支援等）
第 13 条　県は、中小規模事業者による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
２　県は、中小規模事業者による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出し、当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に基づき優れた地球温暖化対策を行おうとする中小規模事業者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（実績報告書等の提出）

第 14 条　計画書提出特定大規模事業者は、事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間が終了する日の属する 事業年度の翌事業年度までの毎事業年度、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）を事業活動温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事 に提出しなければならない。

2　計画書提出中小規模事業者は、中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間が終了する日の属する事業年度の翌事業年度までの毎事業年度、当該中小規模事業者用 事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を記載した報告書（以下「中小規模事業者用実績報告書」という。）を事業活動温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

3　前２項の規定は、第 11 条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により事業の廃止の届出を行った場合その他の規則で定める場合については、適用しない。

（事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表）

第 15 条　知事は、事業活動に係る計画書及び実績報告書又は中小規模事業者用実績報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出に係る計画書提出特定大規模事業者又は計画書提出中小規模事業者（以下「計画書提出事業者」という。）の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。

（実績報告書等の評価及びその公表）

第 16 条　知事は、実績報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策指針に基づき、当該計画書提出特定大規模事業者の実績等について評価を行うものとする。

2　計画書提出中小規模事業者は、中小規模事業者用実績報告書を提出した場合は、前項の規定による評価に準ずる評価を行うことを知事に求めることができる。

3　知事は、前項の規定により評価を行うことを求められたときは、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策指針に基づき、当該計画書提出中小規模事業者の実績等について評価を行うものとする。

4　知事は、第１項又は前項の規定により評価を行ったときは、規則で定めるところにより、当該評価に係る計画書提出事業者に対し、当該評価の結果を通知するものとする。

5　知事は、第１項又は第３項の規定により評価を行ったときは、規則で定める場合を除き、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該評価の結果を公表するものとする。

6　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ第１項又は第３項の規定により評価を行った計画書提出事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

（指導、助言等）

第 17 条 知事は、計画書提出事業者に対し、その提出した事業活動に係る計画書の内容及び当該事業活動に係る計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、必要な指導及び助言並びに前条第１項又は第３項の規定による評価の結果に応じた情報の提供その他の必要な 支援を行うことができる。

2　知事は、前項の規定による指導及び助言を行うため必要な範囲において、計画書提出事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

3　知事は、第１項の規定による指導及び助言を行うため必要な範囲において、計画書提出事業者が設置し、又は管理している事業所、事務所その他これらに類する場所（以下この項において「計画書提出事業者に係る事業所等」という。）において実地に調査を行う必要があるときは、当該計画書提出事業者に係る事業所等へその命じた者又は委任した者が立ち入ることについて、当該計画書提出事業者に協力を求めることができる。

4　前項に規定する調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

第３節 建築物に関する地球温暖化対策

（建築物温暖化対策指針）

第 18 条　知事は、規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）が当該特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針（以下「建築物温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。

2　第 10 条第２項の規定は、建築物温暖化対策指針について準用する。

（建築物温暖化対策計画書の提出）

第 19 条　特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏 名

（２）　特定建築物の名称及び所在地

（３）　特定建築物の概要

（４）　特定建築物に係る地球温暖化対策の措置

（５）　前号の措置の評価

（６）　再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果

（７）　その他規則で定める事項　2　前項の規定による建築物温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定建築主は、同項第４号 から第７号までに掲げる事項については、建築物温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づい て記載しなければならない。

3　特定建築物以外の建築物であって規則で定める規模以上の建築物の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、建築物温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。この場合においては、前２項の規定を準用する。

（建築物温暖化対策計画書の変更の届出）
第 20 条　前条第１項又は第３項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した者(以下「計画 書提出建築主」という。)は、当該建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了するまでの間に、同条第１項各号（同条第３項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
２　前項の規定による建築物温暖化対策計画書の内容の変更により、その新築等をしようとする建築物が特定建築物に該当しないこととなった場合（前条第３項に規定する建築物に該当する 場合に限る。）における当該建築物温暖化対策計画書は、前条第３項の規定により提出された建築物温暖化対策計画書とみなす。
（新築等の中止の届出）
第 21 条　計画書提出建築主（前条第１項の規定による届出をした計画書提出建築主のうち、当該届出に係る建築物が特定建築物又は第 19 条第３項に規定する建築物のいずれにも該当しなくなった場合における計画書提出建築主を除く。以下同じ。）は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。
（新築等の完了の届出）
第 22 条 計画書提出建築主は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。
（建築物温暖化対策計画書等の概要の公表）
第 23 条　知事は、第 19 条第１項又は第３項の規定による提出及び第 20 条第１項、第 21 条又は前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る建築物の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。
（表示基準）
第 24 条　知事は、特定建築物の地球温暖化対策に関する性能（以下「環境性能」という。）の評価を記載した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めなければならない。
２　第 10 条第２項の規定は、表示基準について準用する。
（特定建築物の環境性能の表示）
第 25 条　第 19 条第１項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。 ただし、当該広告が規則で定める基準に適合しない場合は、この限りでない。
２　計画書提出特定建築主は、他人にその新築等に係る特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者（以下「販売等受託者」という。）が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。ただし、当該広告が前項ただし書の規則で定める基準に適合しない場合にあっては、この限りでない。
３　前項に規定する場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力するよう努めなければならない。
４　第 19 条第３項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主は、第１項及び第２項の規定の例により、建築物環境性能表示を表示し、又は表示させるよう努めなければならない。
（建築物環境性能表示の表示の届出等）
第 26 条　計画書提出特定建築主は、前条第１項の規定により最初に表示をし、又は同条第２項の規定により最初に表示をさせたときは、そのいずれか早い日から規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。
２　前項の規定は、前条第４項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた場合について準用する。
３　知事は、第１項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
（建築物環境性能表示の変更の届出等）
第 27 条　計画書提出建築主は、前条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出の後当該届出に係る建築物環境性能表示を変更した場合で、当該変更後の建築物環 境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。
２　前条第３項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。
（環境性能の説明）
第 28 条　計画書提出特定建築主及び販売等受託者は、特定建築物を販売し、又は賃貸しようとするときは、当該特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該特定建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。
（環境性能を示す表示の掲示等）
第 29 条　計画書提出特定建築主は、表示基準に基づき、その新築等に係る特定建築物に、当該特定建築物の環境性能を示す表示を掲示することができる。
２　計画書提出特定建築主は、前項の規定による掲示をしたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。
３　前２項の規定は、第 19 条第３項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主について準用する。
（表示の制限）
第 30 条　計画書提出建築主でない者は、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。
（指導、助言等）

第 31 条　知事は、計画書提出建築主に対し、その提出した建築物温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。
２ 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うために必要な範囲において、計画書提出建築主に対し、資料の提出を求めることができる。
（優れた省エネルギー性能を備えた住宅等の普及の促進）
第 32 条　県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、優れた省エネルギー性能を備え、又は再生可能エネルギー等を活用した住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
第４節 開発事業に関する地球温暖化対策
（特定開発事業温暖化対策指針）
第 33 条　知事は、規則で定める規模以上の開発行為（神奈川県土地利用調整条例（平成８年神奈川県条例第 10 号）第２条第１号に規定する開発行為をいう。）であって規則で定めるものに係る事業（以下「特定開発事業」という。）を実施しようとする者（以下「特定開発事業者」と いう。）が当該特定開発事業に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関す る指針（以下「特定開発事業温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。
２　第 10 条第２項の規定は、特定開発事業温暖化対策指針について準用する。
（特定開発事業温暖化対策計画書の提出）
第 34 条　特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定開発事業温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）　特定開発事業を行う土地の位置及び区域（特定開発事業が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）
（３）　特定開発事業の概要
（４）　温室効果ガスの排出の量の削減を図るため実施しようとする措置の内容
（５）　再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果
（６）　その他規則で定める事項
２　前項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定開発事業者は、同項第４号から第６号までに掲げる事項については、特定開発事業温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。
（特定開発事業温暖化対策計画書の変更の届出）
第 35 条　前条第１項の規定により特定開発事業温暖化対策計画書を提出した特定開発事業者（以下「計画書提出特定開発事業者」という。）は、当該特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了するまでの間に、同項各号に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
（特定開発事業の中止の届出）
第 36 条　計画書提出特定開発事業者（前条の規定による届出をした計画書提出特定開発事業者のうち、当該届出に係る事業が特定開発事業に該当しなくなった場合における計画書提出特定開 発事業者を除く。以下同じ。）は、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なけれ ばならない。
（特定開発事業の完了の届出）
第 37 条　計画書提出特定開発事業者は、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。
（特定開発事業温暖化対策計画書等の概要の公表）
第 38 条　知事は、第 34 条第１項の規定による提出及び第 35 条から前条までの規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る特定開発事業の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。
（指導、助言及び改善の求め）
第 39 条　知事は、計画書提出特定開発事業者に対し、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。
２　知事は、第 34 条第１項の規定により提出された特定開発事業温暖化対策計画書の内容が、特定開発事業温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該計画書提出特定開発事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した特定開発事業温暖化対策計画 書の内容の改善を求めることができる。
３　知事は、第１項の規定による指導及び助言並びに前項の規定による改善の求めを行うため必要な範囲において、計画書提出特定開発事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

第５節～第 10 節（略）

第３章 雑則

（勧告）
第 51 条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
（１）　第 11 条第１項、第 14 条第１項若しくは第２項、第 19 条第１項又は第 34 条第１項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
（２）　第 11 条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）、第 20 条第１項、第 21 条、第 22 条、第 26 条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）、第 27 条第１項、第 29 条 第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）又は第 35 条から第 37 条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（３）　第 11 条第３項の規定による中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書又は第 19 条第３項の規定による建

築物温暖化対策計画書に虚偽の記載をして提出した者
（４）　第 25 条第１項（同条第４項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をし、若しくは同条第２項（同条第４項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をさせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をさせた 者又は第 29 条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定による表示に表示 基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をして掲示した者
（５）　第 30 条の規定に違反して、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をした者

（公表）

第 52 条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

２　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町村の条例との関係）

第 53 条　この条例の規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、地球温暖化を防止するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

２　市町村が地球温暖化の防止のために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する節又は条の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

３　前項の知事の認定及び指定は、神奈川県公報により行う。

（神奈川県地球温暖化対策計画書審査会）

第 54 条　知事は、次に掲げる場合には、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（次項において「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。
（１）　第 16 条第１項又は第３項の規定により評価を行おうとするとき。
（２）　前号に掲げる場合のほか、この条例（第２章第２節から第４節までに限る。）の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。

２　知事は、次に掲げる場合には、審査会の意見を聴くことができる。
（１）　事業活動温暖化対策指針、建築物温暖化対策指針又は特定開発事業温暖化対策指針を変更しようとするとき。
（２）　第 17 条第１項、第 31 条第１項又は第 39 条第１項の規定により指導、助言等を行おうとするとき。
（３）　第 39 条第２項の規定により改善を求めようとするとき。
（４）　前３号に掲げる場合のほか、この条例（第２章第２節から第４節までに限る。）の施行に関する事項（前項第２号に掲げる事項を除く。）を決定しようとするとき。

（顕彰）

第 55 条　県は、地球温暖化対策の推進に特に功績があったと認められるもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

（委任）

第 56 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則　（略）

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則　抜粋

（平成 21 年９月 29 日規則第 73 号）
（最終改正　令和７年２月７日規則第８号）

（特定開発事業）

第19条　条例第33条第１項に規定する規則で定める規模は、１万平方メートルとする。

２　条例第33条第１項に規定する規則で定めるものは、１又は２以上の建築物の新築を伴う開発行為とする。ただし、新築しようとするすべての建築物（以下「予定建築物」という。）の延べ面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。

（特定開発事業温暖化対策計画書）

第20条　条例第34条第１項に規定する特定開発事業温暖化対策計画書は、特定開発事業温暖化対策計画書（第17号様式）により作成するものとする。

２　条例第34条第１項に規定する規則で定める日は、条例第33条第１項に規定する特定開発事業（以下単に「特定開発事業」という。）に着手しようとする日の90日前の日（これにより難いと認められる場合にあっては、知事が指定する日）とする。

３　条例第34条第１項第６号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
（１）　特定開発事業の名称及び目的
（２）　当該特定開発事業に係る工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
（３）　予定建築物が特定建築物に該当する場合にあっては、条例第19条第１項第５号に掲げる評価の目標
（４）　その他知事が必要と認める事項

４　第１項の特定開発事業温暖化対策計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）　位置図
（２）　現況図
（３）　土地利用計画図
（４）　造成計画平面図

（５） 造成計画断面図
（６） 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類
５　知事は、前項各号に掲げる書類について、環境影響評価法（平成９年法律第81号）又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づいて既に提出されている他の書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。
（特定開発事業温暖化対策計画書の変更の届出）
第21条　条例第35条に規定する規則で定める日は、条例第34条第１項第１号又は第６号に掲げる事項の変更にあっては変更しようとする日の前日とし、同項第２号から第５号までに掲げる事項の変更にあっては当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前の日とする。
２　条例第35条の規定による届出は、特定開発事業温暖化対策計画変更届出書（第18号様式）により行うものとする。
３　前項の特定開発事業温暖化対策計画変更届出書には、前条第４項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。この場合においては、前条第５項の規定を準用する。
４　条例第35条ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
（１） 条例第34条第１項第１号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更
（２） その他知事が定める軽微な変更
（特定開発事業の中止の届出）
第22条　条例第36条の規定による届出は、特定開発事業温暖化対策計画中止届出書（第19号様式）により行うものとする。
（特定開発事業の完了の届出）
第23条　条例第37条に規定する規則で定める日は、当該特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過した日とする。
２　条例第37条の規定による届出は、特定開発事業完了届出書（第20号様式）により行うものとする。
３　前項の特定開発事業完了届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
（１） 条例第34条第１項第１号から第５号までに掲げる事項
（２） 特定開発事業の名称
（３） 特定開発事業温暖化対策計画書の提出年月日及び受付番号
（４） 工事の着手年月日
（５） 工事の完了年月日
（６） 予定建築物が特定建築物に該当する場合にあっては、条例第19条第１項第５号に規定する評価の目標及び結果
４　第２項の特定開発事業完了届出書には、工事の完了後の状態を確認できる書類を添付しなければならない。
（特定開発事業温暖化対策計画書等の概要の公表）
第24条　条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第34条第１項の規定による提出に係るものは、次に掲げる事項とする。
（１） 条例第35条に規定する計画書提出特定開発事業者（第４項において単に「計画書提出特定開発事業者」という。）の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
（２） 条例第34条第１項第２号から第５号までに掲げる事項
（３） 第20条第３項（第４号を除く。）に規定する事項
２　条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第35条の規定による届出に係るものは、次に掲げる事項とする。
（１） 前項各号に掲げる事項のうち当該変更に係る事項
（２） 変更年月日又は変更予定年月日
３　条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第36条の規定による届出に係るものは、中止年月日とする。
４　条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第37条の規定による届出に係るものは、前条第３項各号（第１号のうち、計画書提出特定開発事業者の住所又は主たる事務所の所在地に係る部分並びに第３号及び第４号を除く。）に掲げる事項とする。
（特定開発事業温暖化対策計画書の改善の求め）
第25条　条例第39条第２項の規定による改善の求めは、書面により行うものとする。
（自動車駐車場を設置し、又は管理する者等）
第26条　条例第45条第３項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。
（１） 道路法（昭和27年法律第180号）第２条第２項第７号に規定する自動車駐車場を設置し、又は管理する者
（２） 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者のために設置される駐車施設を設置し、又は管理する者
（３） 前２号に掲げるもののほか、一般公共の用に供される駐車施設を設置し、又は管理する者
（４） 自動車又は原動機付自転車を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者
（５） 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第３条第１号に規定する給油取扱所を設置し、又は管理する者
（６） その通行又は利用について料金が徴収される道路を管理する者
第 27 条～第 39 条　（略）
附　則（略）

５　みどりの協定実施要綱

（昭和 51 年７月１日施行）
（最終改正 平成 30 年 10 月１日施行）

（趣旨）

第１条 この要綱は、自然環境保全条例（昭和４７年神奈川県条例第５２号）第２２条に規定する協定を締結するについて必要な事項を定めるものとする。

（協定の対象行為）

第２条 協定の対象行為は、土地の区画形質の変更又は水面の埋立を伴う次の各号に掲げる行為及び建築物の建築を伴う大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条に規定する行為であって、当該行為に係る一団の土地の面積が１ヘクタール以上のものとする。

（１）公有水面埋立法（大正１０年法律第５７号）第２条に規定する行為
（２）採石法（昭和２５年法律第２９１号）第３３条に規定する行為
（３）森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２第１項に規定する行為
（４）農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条第１項及び第５条第１項に規定する行為
（５）自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２０条第３項第１号から第１０号、第２１条第３項第１号（第２０条第３項第１５号及び第１６号に掲げる行為は除く）から第２号及び第３３条第１項に規定する行為
（６）古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和４１年法律第１号）第７条第１項及び第８条第１項に規定する行為
（７）首都圏近郊緑地保全法（昭和４１年法律第１０１号）第７条第１項に規定する行為
（８）砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第１６条に規定する行為
（９）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条に規定する行為
（10）都市計画法第２９条第１項第３号に規定する開発行為で、神奈川県土地利用調整条例（平成８年神奈川県条例第１０号）第３条第１項に規定する行為
（11）都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第８条第１項及び第１４条第１項に規定する行為
（12）神奈川県立自然公園条例(昭和３４年神奈川県条例第６号)第１９条第１項第１号から第８号及び第２１条第１項に規定する行為
（13）土採取規制条例（昭和４７年神奈川県条例第１０号）第３条第１項に規定する行為
（14）自然環境保全条例第８条及び第１４条第１項第１号から第７号に規定する行為
（15）神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成１１年神奈川県条例第３号）第９条第１項に規定する行為
（16）県内市町村の風致地区条例において、許可を要する行為として規定する行為

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、協定の対象としない。

（１）開発区域の全面積が農地の一時転用に係る行為
（２）農地の造成を主たる目的とする行為であって、その全面積を農地として利用するもの及び全面積または一部が農業振興地域整備計画に位置づけられたもの
（３）専ら道路の建設を目的とする行為
（４）工場立地法（昭和３４年法律第２４号）第６条に規定する工場及び事業場の設置に係る開発行為
（５）市街化区域内における分譲を前提とした開発行為のうち、分譲後は区画ごとに所有権が移転し、管理組合等の設立の予定または見込みがないもの
（６）恒久的に設置されないイベント施設等で、使用期間終了後の施設等の取り壊しがあらかじめ予定されているもの
（７）その他、別表緑化基準による緑化指導が不適当な行為と知事が認めたもの

（協定の締結）

第３条 前条に規定する協定の対象行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者（以下「開発行為者」という。）は、当該開発行為に係る知事若しくは国の機関の許可等を受け、または当該開発行為をするについて知事に届出をする際に知事と協定を締結するものとする。ただし、前条第１項第１０号に規定する開発行為をしようとする者については、神奈川県土地利用調整条例第５条に基づく開発計画を適当とする審査結果通知書の交付を受けた際に知事と協定を締結するものとする。

２ 開発行為者は、協定の締結に際しあらかじめ知事と協議の上、別紙緑化基準に基づき当該開発行為に係る区域（以下「協定区域」という。）の自然環境の維持及び回復その他自然環境の保全を旨とした計画（以下「緑化計画」という。）を策定するものとする。

なお、協定区域は当該開発行為に係る許可または届出の区域と同一とし、開発行為者及び開発目的を同一とする２箇所以上にわたる開発行為で、これらが近接し、法令がその開発行為を一団の土地とみなすときは、法令の判断に従い、一括して協定の対象とする。

３ 開発行為者は、前項の場合において、緑化計画に基づく緑化事業（以下「事業」という。）の実施に関し開発行為者以外の権利者が存するときは、事業の実施等につきあらかじめ当該権利者から同意を得るものとする。

（小規模開発行為の協定締結）

第３条の２ 第２条に規定する開発行為で、当該行為に係る一団の土地の面積が1,000 平方メートル以上１ヘクタール未満の開発行為をしようとする者が、本要綱のみどりの協定の締結を希望し、その旨を知事に申し出た場合には、協定を締結できるものとする。

（国、地方公共団体等が行う行為の特例）
第４条 知事は、国、地方公共団体が開発行為又はこれに類する行為をしようとする場合は、当該行為に係る緑化について第３条第２項の場合に準じ協議を求めることができるものとする。
２ 知事は、公社、公団、その他公共団体に準ずる団体が開発行為又はこれに類する行為をしようとする場合は、協定の締結を求めることができるものとする。この場合において、協定の締結については第３条の規定を準用する。
（履行の確保）
第５条 協定を締結した開発行為者（以下、「協定締結者」という。）は、協定事項を誠実に履行しなければならない。
２ 協定締結者は、緑化計画に基づく事業が完了したときは、知事にその旨を報告しなければならない。
３ 知事は、前項の完了報告が行われた時は、速やかに現地確認を行い、事業の完了を認めるときは、その旨を協定締結者に通知するものとする。
４ 知事は、前２項のほか、協定締結者に対して協定の履行に関し、必要な報告を求め、現地調査を行うことができるものとする。
５ 知事は、協定事項の履行の確保のため必要に応じて助言、指導等をすることができるものとする。
６ 知事は、協定事項の履行の確保のため特に必要があると認めるときは、あらかじめ履行の確保のため必要な措置を求めることができるものとする。
（協定違反に対する措置）
第６条 知事は、協定締結者が協定事項に違反していると認めるときは、相当の期間を定め協定事項を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。
（協定区域の表示）
第７条 協定締結者は、協定区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。
（協定の有効期間）
第８条 協定の有効期間は、協定締結の日から１０年とし、原則として更新するものとする。
（緑化計画の変更）
第９条 協定締結者は、緑化計画を変更しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。
２ 前項の場合において、協定区域の変更を伴い、当該開発行為に係る知事等の許可等を改めて行うものについては、協定を再締結するものとする。
（協定事項の継承）
第10 条 協定締結者は、協定事項の履行に係る土地の所有権その他の権利の得喪又は移転を行おうとするときは、あらかじめ協定事項の継承について知事に届け出るものとする。なお、分譲を前提とした開発行為のうち、分譲後は区画ごとに所有権が移転する案件において、管理組合等の設立が予定されている場合はその設立後に管理組合等に協定を継承することとし、予定がない場合には協定の締結時に分譲後の扱いを定めることとする。
（市町村等との調整）
第11 条 知事は、市町村が本要綱と同様な協定制度あるいはこれに準じた制度を有し、この要綱が対象とする行為について適用される場合は、当該市町村長と協議の上、当該制度の適用をもって本要綱の適用にかえることができるものとする。
２ 知事は、当分の間、第２条に規定する開発行為に係る許認可権限又は開発行為の届出を受理する権限を市町村長が有する場合において、当該市町村長からの要請がある場合は、第３条第１項の規定にかかわらず、当該市町村長の許可等の際に開発行為者と協定を締結できるものとする。
（委 任）
第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。
附 則（抜粋）
この要綱は、昭和５１年７月１日から施行する。
附 則
１ この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。
２ この要綱の施行の日までに知事に緑化計画書の提出のあった開発行為に係る協定の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
３ この要綱の施行の際、現に締結されている協定については、改正後の規定に係わらず、当該協定の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

みどりの協定実施要綱別紙 （第３条関係）

緑化基準

第１章 共通基準

１ 開発行為者は、開発行為をしようとする区域面積に対して樹木等でおおわれた土地（以下「緑地」という。）の面積の割合（以下「緑地率」という。）を市街化区域内（市街化調整区域が定められていない都市計画区域内で、用途地域を定めている区域を含む。以下、同じ。）では１５％以上、市街化区域外では２０％以上確保するものとする。ただし、第２章行為別基準に定めのある開発行為にあっては、この限りでない。

2 開発行為者は、緑化に関し法令等の定め若しくは許可等の条件が付されている開発行為については、当該条件等と前項の基準とを双方充足する内容で緑地を確保するものとする。
3 開発行為者は、開発区域の自然環境の保全と緑化を図るため、次の点に留意しなければならない。
（1）共通留意事項
ア 現存する自然度の高い植生、弱い自然（斜面、尾根等）及び貴重な単独樹木及び草は、できる限り保存又は移植し、これらを生かした造成、保護及び植栽計画を立てる。
イ 土地区画形質の変更に当たっては、地形・地質に順応して行い、切土及び盛土の量を最小限にとどめ、表土は保存し緑地などに利用する。
ウ 開発により生ずる法面は、できる限り緩和した勾配とし、地形・地質に応じた方法及び植栽に適した種類で樹木植栽、張芝、種子吹き付け等を行う。
エ 森林を一部伐開する場合は、林縁に保護植栽を行い、残置する森林の保全を図る。
オ 樹木等の選定に当たっては、多年生の植物に限るものとし、付表に示す地域に自生又は潜在する種類及び野鳥の食餌樹木の植栽に努める。
カ 市街化区域外の樹木等の植栽に当たっては、将来高木、低木等が一体となった多層林となるように努める。
キ 成木の植栽に当たっては、その周囲に苗木を植栽するよう努める。
ク 苗木による植栽は１㎡あたり１本以上を目安とし、育成後の維持管理を考慮した植栽計画とする。
ケ 開発区域内の主要な道路には、植樹帯を設け、その他の道路にもできる限り街路樹等による緑化を図る。
コ 屋上緑化や壁面緑化、太陽光発電パネルの設置等を実施する場合は、近隣の日照の阻害や植栽施設の転落等、周囲に悪影響を及ぼさないよう努める。また、屋上緑化や壁面緑化の灌水に十分配慮する。
（2） 行為別留意事項
ア 事業所等の建設
敷地の周辺には、植樹による幅広いしゃ断緑地を造成するように努め、敷地の周辺に森林がある場合は、これを保全する。
イ 学校施設の建設
（ア）敷地の周辺及び校舎と屋外運動場との間には、教育環境保全の機能を発揮するよう樹林帯を効果的に配置する。
（イ） 屋外運動場は、できる限り芝等により緑化に努める。
ウ 土石の採取
（ア） 開発区域の周辺には、隣接地から５m（道路、河川等に面した前山の場合は、１0m）以上を保全緑地として確保する。
（イ）法面は、原則として植樹、植草、種子吹き付け等により全面緑化し、小段は植樹により緑化を図る。この場合、法面が岩石等で樹木等による植栽が不可能な場合は、ツタ等による緑化を図る。

第２章 行為別基準

1 住宅地の造成
（1）公共的な緑地（街路樹、既存又は造成緑地、斜面緑地その他これらに類するものを含む。）は、都市計画法施行令（昭和４４年政令第１５８号）第２５条に規定する公園、緑地又は広場の確保基準で整備された緑地等に加え、次の基準により上乗せで緑地を確保する。

ア 市街化区域内

建築物	宅地及び戸建（分譲を前提とした開発行為を除く）					中高層共同住宅（概ね３階以上）		
規模別開発区域面積	ha 以上 未満 1～3	3～5	5～10	10～20	20～	1～3	3～5	5～
緑地率	2%以上	3	4	5	6	6	9	12

イ 市街化区域外

建築物	宅地、戸建及び中高層共同住宅（概ね３階以上）				
規模別開発区域面積	ha 以上 未満 1～5	5～10	10～20	20～50	50～
緑地率	20%以上	25	30	35	40

（2）開発行為者は、都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第４５条第１項に規定する緑地協定を締結するよう努める。
2 ゴルフ場の造成（ゴルフ練習場及びゴルフ場に類する施設を除く。）開発区域面積の４０％以上を樹林地として確保する。この場合、開発区域の周辺及びコース間におおむね２０m以上の樹林帯を配置する。

第３章 緑地の面積の算定方法

1 「緑地」における樹木については、「既存樹木」、「植栽樹木」又は「芝等」に区分する。
2 「緑地」の面積は、専ら緑化のため土地利用上区画された土地ごとに算定する。ただし、以下のものについては、他の土地利用がなされる場合であっても緑地の面積として算定できることとする。
（1）市街化区域内の学校施設における屋外運動場の芝等

（２）市街化区域内の大規模小売店舗立地法第５条に規定する小売店舗の建設に伴って設置される駐車場及び駐輪場の表面に植栽される芝等

3 既存樹木の場合

（１）独立している樹木の場合は、緑化のために土地利用上区画された土地の面積を超えない範囲で、樹冠の投影面積を「緑地」の面積とする。

（２）複数の樹木が接しているか又は一団の樹林地を形成している場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積を「緑地」の面積とする。ただし、この場合も、その面積が緑化のため土地利用上区画された土地の面積を上回る場合には、当該土地利用上区画された土地の面積を「緑地」の面積とする。

4 植栽樹木の場合

（１）植栽樹木（付表に掲げる樹木又はこれに類するもの）の場合も、既存樹木の場合と同様に、緑化のために土地利用上区画された土地の面積を超えない範囲で、樹冠の投影面積を「緑地」の面積とする。

なお、植栽樹木の樹冠の投影面積は次の定めにより算定し、「緑地」の面積とする。この場合、１０㎡以上の樹冠の投影面積をもつ植栽樹木については、当該樹冠の投影面積を「緑地」の面積とする。

区　　分	植栽時の規格	緑地算定の面積
高　　木 生育したときの樹高が 10m 以上の樹木	樹高　3m 以上 樹高　1.5m 以上 3m 未満 樹高　0.5m 以上 1.5 未満	10 ㎡（半径 1.8m の円で囲まれた面積） 5 ㎡（半径 1.25m の円で囲まれた面積） 3 ㎡（半径 1.0m の円で囲まれた面積）
中　　木 生育したときの樹高が 5m 以上 10m未満の樹木	樹高　0.5m 以上	3 ㎡（　　同　　上　　）
苗　　木 高木または中木の苗木	樹高　0.5m 未満 （高木又は中木となるものに限る）	1 ㎡（半径 0.6mの円で囲まれた面積）
低　　木 生育したときの樹高が 5m 未満の樹木		表面をおおった面積（１本あたり 0.25 ㎡を標準とする）

備考：樹木の区分の目安は、付表による。

樹種が高木であっても、生垣等のように低く刈り込む場合には、中木または低木の扱いとする。

（２）樹冠が接して植栽されている場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積を、緑化のために土地利用上区画された土地の面積を超えない範囲で、「緑地」の面積とする。

（３）街路樹による道路の緑化の場合は、樹冠の投影面積を「緑地」の面積とする。

なお、歩行用通路または歩行用広場（オープンスペース等）に配置された独立樹木（ツリーサークル）についても、街路樹と見なすことができる。

（４）森林法の植栽基準により森林の復元を行う場合は、その全面積を「緑地」の面積とする。

5 芝等の場合

芝等で表面がおおうよう緑化を行う場合は、市街化区域内においてはその土地利用上区画された土地の面積の５割を、市街化区域外においてはその２割を、「緑地」の面積とする。

なお、芝等の中に樹木がある場合は、その重複部分を算定できることとするが、この場合も緑化のために土地利用上区画された土地の面積を超えない範囲で「緑地」の面積とすることができる。

6 屋上緑化、壁面、太陽光発電パネルを「緑地」の面積に算定できる場合

市街化区域内において、上記算定方法による地表面における「緑地」の面積の確保が困難であると知事が認める場合には、以下の基準に従い、建築物の屋上又は壁面等に植栽する面積及び太陽光発電パネル設置面積を合計し、全体の緑地面積の２分の１を超えない範囲で「緑地」の面積に算入することができる。ただし、住宅地を造成する場合を除く。

ア 屋上等に植栽する場合

樹木を植栽する植栽基盤面積を緑地の面積とする。また、芝等で表面をおおう場合は、当該植栽基盤面積の水平投影面積の５割を緑地として算定し、緑地部分が上下に重複する場合は、その重複部分は除くこととする。なお、植栽基盤にプランターを使用する場合は、その容量は 100 リットル以上とする。

イ 壁面に植栽する場合（図１、２参照）

植栽しようとする部分（植物が生育するための資材又は植物で覆われている部分）の建築物の壁面に対する鉛直投影面積（水平面に対して垂直な面に投影した面積）を緑地の面積とする。フェンス・塀・よう壁等に植栽する場合も、その緑化施設（緑化補助資材）の鉛直投影面積を緑地の面積とする。ただし、緑地部分が重複する場合は、その重複部分は除くこととする。

なお、ツル性植物における植栽基盤の幅と植栽間隔は 0.3mを目安とする。

ウ 太陽光発電パネルを屋上・壁面に設置する場合

太陽光発電パネルを屋上に設置する場合は、その太陽光発電パネルの水平投影面積の５割を緑地の面積に算入することができる。ただし、緑地部分と上下に重複する場合は、その重複部分は除くこととする。

また、壁面に設置する場合は、設置しようとする部分の建築物の壁面に対する鉛直投影面積の５割を緑地の面積に算入することができる。ただし、緑地部分と重複する場合は、その重複部分は除くこととする。

図１

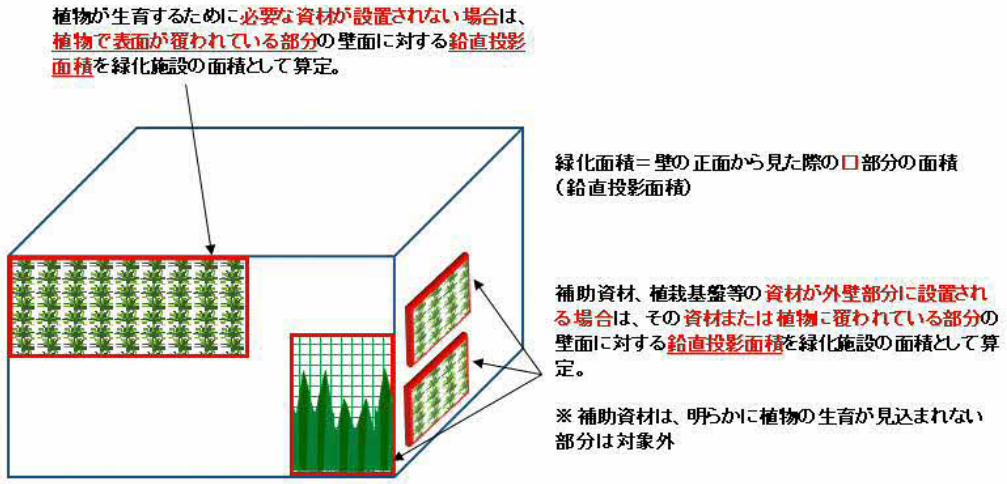

図２

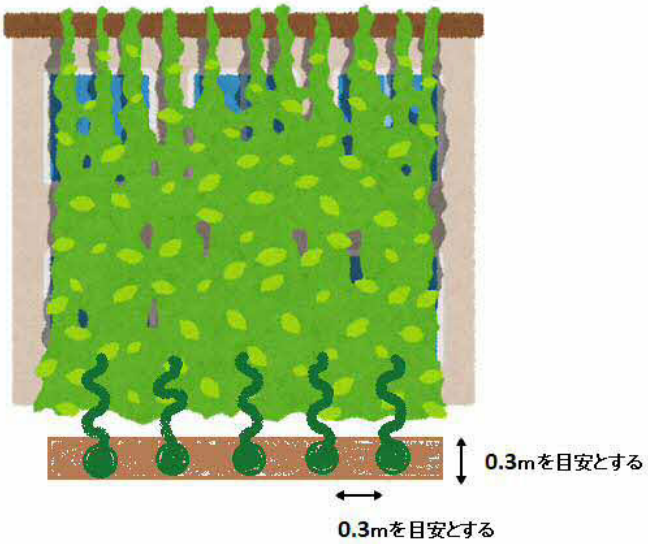

付表（第１章３（１）のオの関係）
神奈川県土に適している高木・中木・低木及び芝等

高　木 生育したときの樹高が 10ｍ以上の樹木	常　緑	○アカガシ・アカマツ・○アラカシ・イヌマキ・◎ウラジロガシ・▲◎クスノキ・○クロガネモチ・クロマツ・サワラ・◎シラカシ・シロダモ・スギ・◎スダジイ・タイサンボク・▲○タブノキ・ヒノキ・○マテバシイ・▲○モチノキ・ヤマモモ等
	落　葉	アオギリ・アカシデ・アキニレ・イイギリ・イタヤカエデ・イチョウ・イヌシデ・イロハモミジ・▲エノキ・エンジュ・オオシマザクラ・カシワ・カツラ・クヌギ・クルミ・ケヤキ・コナラ・コブシ・シオジ・チドリノキ・トウカエデ・トチノキ・ハウチワカエデ・ハゼノキ・ハンノキ・ハルニレ・ヒメシャラ・フサザクラ・ブナ・ホオノキ・▲ミズキ・▲ムクノキ・▲ヤマザクラ・ヤマハンノキ・ヤマボウシ・ユリノキ等
中　木 生育したときの樹高が５ｍ以上１０ｍ未満の樹木	常　緑	イヌガヤ・ウバメガシ・カクレミノ・カナメモチ・▲サカキ・サザンカ・▲サンゴジュ・ソヨゴ・ネズミモチ・ヒイラギ・▲ヒメユズリハ・▲モッコク・ヤブツバキ・ヤブニッケイ・ユズリハ等
	落　葉	▲アカメガシワ・▲エゴノキ・コバノトネリコ・ダンコウバイ・ナツツバキ・ニガキ・ネムノキ・ハクウンボク・ヒメヤシャブシ・マメザクラ・ヤシャブシ・リョウブ等
低　木 生育したときの樹高が５ｍ未満の樹木	常　緑	アオキ・アセビ・アベリア・イヌツゲ・オオバグミ・オオムラサキツツジ・▲キヅタ・キンモクセイ・クチナシ・サツキ・ジンチョウゲ・チャノキ・テイカカズラ・▲トベラ・▲ナンテン・ハクチョウゲ・ハマヒサカキ・ヒイラギモクセイ・▲ヒサカキ・ビナンカズラ・▲マサキ・マルバシャリンバイ・ムベ・▲ヤツデ・ヤブコウジ等
	落　葉	アジサイ・アキグミ・▲アケビ・アブラチャン・イボタノキ・イヌコリヤナギ・イヌビワ・ウグイスカグラ（ウグイスカズラ）・ウツギ・ウメモドキ・▲ガマズミ・キブシ・クサボケ・クロモジ・コゴメウツギ・コマユミ・サルスベリ・▲サンショウ・シバヤナギ・シモツケ・テリハノイバラ・ドウダンツツジ・ナツグミ・ニシキウツギ・▲ニシキギ・▲ニワトコ・ヌルデ・ノリウツギ・バイカウツギ・ハコネウツギ・ハナイカダ・▲マユミ・マンサク・ミツバツツジ・ムラサキシキブ・レンギョウ・メギ・ヤマグワ・ヤマツツジ・ヤマハギ・ユキヤナギ等
芝　　等		コウライシバ、ノシバ等（多年生のクローバー、シダ類、ハイビャクシン等の地被植物も可）

注　◎印は神奈川県の推奨木　　○印は神奈川県の準推奨木　　▲印は野鳥の食餌木

６　市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針

（平成 11 年５月１日施行）
（最終改正　令和５年５月31日施行）

第１　目的

最終処分場のひっ迫、海洋投入処分の禁止、県外自治体の搬入規制の強化等から産業廃棄物の減量化、再資源化を一層促進させるための適正な処理施設等の設置を誘導する必要があるが、都市化の進展によりそのすべてを工業専用地域、工業地域等の市街化区域内で設置することが困難である。

そこで、現行法規制の枠内で指導指針に沿った適切な処理施設等を市街化調整区域に設置する場合及び現に市街化調整区域に存する処理施設等（以下「既存処理施設等」という。）に管理棟の設置を指導する場合の取扱指針を定める。

第２　用語の定義

本指針において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　処理施設等　処分業の用に供する産業廃棄物の処理施設又は収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替・保管施設をいう。ただし、特別管理産業廃棄物に係るものを除く。

２　令７条施設等　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条に規定する施設及び都市計画法に規定する第一種特定工作物のうちクラッシャープラント（コンクリート、アスファルトコンクリート、硫黄、金属、ガラス、煉瓦、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの）をいう。

３　指導指針　「産業廃棄物中間処理指導指針」及び「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の積替・保管施設に係る指導指針」をいう。

第３　適用の範囲

本指針は、令７条施設等を除く産業廃棄物の処理施設等を市街化調整区域に設置する場合及び既存処理施設等に管理棟を設置する場合に適用する。

第４　市街化調整区域に設置する処理施設等

市街化調整区域において設置が認められる処理施設等は、指導指針に沿って適切に設置される施設とし、次の範囲に限定する。

なお、産業廃棄物を適正に処理するために管理棟以外の建屋を必要とする場合には、市街化調整区域において設置できないものである。

施　設　の　種　類	
中間処理施設	安定型産業廃棄物の中間処理施設 建設系廃棄物の中間処理施設
積替・保管施設	安定型産業廃棄物の積替・保管施設 建設系廃棄物の積替・保管施設 密閉できる容器、貯槽に保管されている廃棄物の積替・保管施設

第５　場所の選定

１　処理施設等の設置に当たっては、原則として、住宅、学校、病院その他これに類する施設から次に定める以上の距離が確保できる場所を選定する。ただし、生活環境保全上明らかに周辺環境に影響を及ぼさないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 中間処理施設　　100m
(2) 積替・保管施設　 50m

２　市町村の土地利用計画に支障のない地域であること。

３　「神奈川県土地利用調整条例審査指針」に適合すること。

第６　事業敷地の規模

事業敷地の面積は、原則として、1,000 ㎡以上であること。

第７　処理施設等の設置に関する手続

本取扱指針に沿って処理施設等を設置する場合の手続は、本取扱指針に定める場合以外は、「産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱」及び「産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領」による。

第８　市町村長協議

市町村長との協議は、産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱第９条に基づいて、所長（各地域県政総合センター所長）が行うこととするが、同要綱で協議の定めのない積替・保管施設の新設又は取得を伴う場合の新規及び変更許可並びに既存処理施設等に管理棟を設置する場合にあっても、同要綱第９条に準じて協議を行うこととする。なお、所長は、市町村長との協議が終了したと認めるときは、同要綱に規定する事前調整の終了を事業計画者に通知するものとする。

第９　管理棟について

１　管理棟の規模は、必要最小限とすること。

２　管理棟は、処理施設等の敷地内に設置すること。

３　管理棟の敷地は、処理施設等への進入道路に接する位置など施設等の管理に適する位置に配置すること。

４　処理施設等の敷地内での管理棟の敷地は、明確に区分して、その用途は、管理棟の用途以外には使用しないこと。

第 10　既存処理施設等の敷地内に管理棟を設置する場合の手続

１　現に市街化調整区域に存する処理施設等の敷地内に管理棟を設置しようとする場合には、許可の更新の際に、指導指針に適合するよう指導するとともに、第８に基づき、市町村長と協議する。

なお、この場合、更新許可申請書の添付書類として、産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領で定める事業予定計画書付属資料を、必要に応じて添付させるものとする。

２　更新許可申請以前に管理棟を設置しようとする場合の手続は、次によるものとする。

(1) 所長は、既存処理施設等敷地内における管理棟設置に係る事前調整書（様式１）の提出を指導する。
(2) 前記の事前調整書の提出を受けた所長は、その内容が指導指針に適合していることを確認の上で、第８に基づき市町村長と協議する。
(3) 所長は、審査の結果、指導指針に適合していることを確認し、市町村の土地利用計画にも支障がないと認めた場合は、既存処理施設等敷地内における管理棟設置に係る事前調整終了通知書（様式２）を管理棟設置計画者に交付するものとする。

第 11　関係機関との連絡調整

所長は、処理施設等の設置相談及び既存処理施設等敷地内での管理棟の設置相談があった場合には、関係他法令に留意し、設置場所を所管する市町村及び県関係部局との連絡調整を図ること。

第 12　その他

本指針に特に定めがない事項は、知事と所長が別途協議するものとする。

附　則（略）

（様式１の１処分業用）

既存処理施設等敷地内における管理棟設置に係る事前調整書

年　　月　　日

地域県政総合センター所長　殿

提出者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電　話

市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針第 10 に基づき、既存処理施設内に管理棟を設置するための事前調整書を提出します。

<table>
<tr><td>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事務所及び事業場の所在地</td><td colspan="2">事業所　　電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業場　　電話番号</td></tr>
<tr><td>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力を記載する。）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>処理業の許可番号、許可年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">他都道府県における処理業の許可番号、許可年月日</td><td>都道府県名・市名</td><td>許可番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

※　添付資料、図面は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 10 条の４の第２項に規定する書類及び図面並びに産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領で定める事業予定計画書付属資料を、必要に応じて添付する。

（様式１の２収集運搬業用）

既存処理施設等敷地内における管理棟設置に係る事前調整書

年　　月　　日

地域県政総合センター所長　殿

提出者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電　話

市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針第 10 に基づき、既存処理施設内に管理棟を設置するための事前調整書を提出します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）		
事務所及び事業場の所在地	事業所　　電話番号	
	事業場　　電話番号	
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力を記載する。）		
積替・保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類		
処理業の許可番号、許可年月日		
他都道府県における処理業の許可番号、許可年月日	都道府県名・市名	許可番号

※　添付資料、図面は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第９条の２の第２項に規定する書類及び図面並びに産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領で定める事業予定計画書付属資料を、必要に応じて添付する。

（様式２）

既存処理施設等敷地内における管理棟設置に係る事前調整終了通知書

年　　月　　日

様

地域県政総合センター所長

平成　　年　　月　　日に提出された既存処理施設等敷地内における管理棟設置に係る事前調整が終了したので、通知します。

問い合わせ先

７　土地の譲渡に係る税制（国土交通省 HP「土地の譲渡に係る税制」より抜粋）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000074.html

１　原則

課税対象＼所有期間		５　年　以　内（短　期）	５　年　超（長　期）
個人	譲渡所得	譲渡益の３０％（＋住民税９％）	課税譲渡所得 一律１５％分離課税（＋住民税５％）
個人	事業所得 又は雑所得	次の①と②のいずれか多い額（注１） ①　譲渡益の４０％（＋住民税１２％） ②　総合課税による上積税額（注２） ×１１０％	通常の総合課税
法　人　税		通常の法人税に加え、１０％の税率で課税（注１）	通常の法人税に加え、５％の税率で課税（注１）

（注１）平成１０年１月１日～令和８年３月３１日までの間に長期・短期所有土地等を譲渡した場合について、課税停止中。

（注２）「上積税額」とは、土地譲渡に係る所得と他の所得との合計額に通常の累進税率を適用して算出した税額から他の所得のみに通常の累進税率を適用して算出した税額を控除して求められる差額をいう。

土地等を譲渡した場合、譲渡所得（※譲渡の対価の額－譲渡経費）に対し、表のとおり課税されます。

２　特別控除　（略）

３　優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率等の特例

	原則	→	軽減税率等
個人の場合	・課税譲渡所得 一律 15%分離課税（＋住民税５％）	→	・課税譲渡所得 2,000 万円以下の部分 10%分離課税（＋住民税 4%） ・課税譲渡所得 2,000 万円超の部分 15%分離課税（＋住民税 5%）

(対象となる譲渡で主なもの)

- 一定の優良な建築物の建築事業（500 ㎡以上の敷地に、建築面積 150 ㎡以上の１の建物を建築する事業）を行う者に対する譲渡（租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 12 号）
  ※対象となる事業について、国土交通大臣の証明を受ける必要があります。
- 開発許可を受けて住宅建設の用に供される 1,000 ㎡以上（三大都市圏の市街化区域においては 500 ㎡以上）の宅地造成事業を行う者に対する譲渡（租税特別措置法第 31 条の 2 第 1 項第 13 号）
- 開発許可を要しない住宅建設の用に供される宅地増資事業を行う者に対する譲渡（租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号）
  ※対象となる事業について、造成開始前に都道府県知事又は市区町村の認定を受ける必要があります。
- 優良受託認定を受けて、25 戸以上の一段の住宅建設事業又は 15 戸以上若しくは床面積 1,000 ㎡以上のマンション建設事業を行うものに対する土地の譲渡（租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号）
  ※当該軽減税率は、上記の（２.）特別控除及び特定の事業用資産の買い替え特例等と重複適用することはできません。

８　事務処理の特例に関する条例

（平成 11 年 12 月 24 日条例第 41 号）
（最終改正 令和６年 12 月 24 日条例第 83 号）

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定め、もって市町村が処理する事務の範囲等の拡大を図ることを目的とする。

（市町村との調整）

第２条　県は、知事の権限に属する事務について調査及び検討し、市町村が処理することが適当と認められる場合には、その事務をできる限り市町村が処理することとするよう市町村との調整に努めるものとする。

２　市町村の長から県に対し、当該市町村が処理することとするよう要請があった知事の権限に属する事務についても、前項と同様とする。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第３条　別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附　則

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（以下略）

別表（第３条関係）（抜粋）

134　租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 （１）　法第 28 条の４第３項第５号イの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。 （２）　法第 28 条の４第３項第６号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。 （３）　法第 31 条の２第２項第 14 号ハの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。 （４）　法第 31 条の２第２項第 15 号ニの規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。 （５）　法第 62 条の３第４項第 14 号ハの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。 （６）　法第 62 条の３第４項第 15 号ニの規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。 （７）　法第 63 条第３項第５号イの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定すること。 （８）　法第 63 条第３項第６号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定すること。 （９）　（１）から（８）までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	横浜市（左欄（９）に掲げる事務のうち法第 28 条の４第３項第６号、法第 31 条の２第２項第 15 号ニ、法第 62 条の３第４項第 15 号ニ及び法第 63 条第３項第６号の規定に係るものを除く。）、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、厚木市及び大和市（横浜市、川崎市及び相模原市以外の市にあっては、土地区画整理法の規定による土地区画整理事業に係る宅地の造成に係るものを除く。）
135の２　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）並びに法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号。以下この項において「省令」という。）の施行のための規則に基づく次の事務 （１）　法第12条第１項の規定により、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事を許可すること。 （２）法第12条第４項（法第16条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、工事主の氏名等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。 （３）　法第14条第２項（法第16条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証を交付し、及び文書をもって不許可の旨を通知すること。 （４）　法第15条第１項（法第16条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について協議を行うこと。 （５）　法第16条第１項の規定により、宅地造成等に関する工事の計画の変更を許可すること。	鎌倉市、藤沢市及び小田原市（鎌倉市にあっては左欄⑴から⑵⑺までに掲げる事務のうち土石の堆積に係るものを除き、藤沢市及び小田原市にあっては左欄⑼から⑾までに掲げる事務のうち法第 15 条第２項の規定により法第 12 条第１項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又

（６） 法第16条第２項の規定により、宅地造成等に関する工事の計画の軽微な変更の届出を受理すること。 （７） 法第17条第１項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を検査すること。 （８） 法第17条第２項の規定により、検査済証を交付すること。 （９） 法第18条第１項の規定により、特定工程に係る工事を検査すること。 (10) 法第18条第２項の規定により、中間検査合格証を交付すること。 (11) 法第19条第１項の規定により、宅地造成等に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。 (12) 法第20条第１項の規定により、法第12条第１項又は第16条第１項の許可を取り消すこと。 (13) 法第20条第２項の規定により、工事の施行の停止を命じ、及び宅地造成等に伴う災害防止措置をとることを命ずること。 (14) 法第20条第３項の規定により、土地の使用を禁止し、及び制限し、並びに災害防止措置をとることを命ずること。 (15) 法第20条第４項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事の施行の停止を命ずること。 (16) 法第20条第５項（法第23条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずること。 (17) 法第20条第６項（法第23条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止措置に要した費用について、工事主等又は土地所有者等に負担させること。 (18) 法第21条第１項の規定により、宅地造成等工事規制区域の指定の際既に行われている宅地造成等に関する工事についての届出を受理すること。 (19) 法第21条第２項の規定により、工事主の氏名等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。 (20) 法第21条第３項の規定により、宅地造成等工事規制区域内における擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。 (21) 法第21条第４項の規定により、宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した旨の届出を受理すること。 (22) 法第22条第２項の規定により、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。 (23) 法第23条第１項の規定により、土地所有者等に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。 (24) 法第23条第２項の規定により、土地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の全部又は一部を行うことを命ずること。 (25) 法第24条第１項の規定により、職員に、土地に立ち入り、宅地造成等に関する工事の状況を検査させること。 (26) 法第25条の規定により、宅地造成等工事規制区域内の土地及び当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。 (27) （１）から(26)までに掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）
135の３ 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務 （１） 法及び省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 （２） （１）に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	茅ケ崎市、逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町
136 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（以下この項において「法」という。）並びに法の施行のための規則に基づく次の事務 （１） 法第４条第１項（法第 20 条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、他人の占有する土地に立ち入ること。 （２） 法第５条第１項（法第 20 条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、土地に試掘等を行うことについて許可すること。 （３） 法第12条第３項において準用する法第11条の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の変更について協議を行うこと。 （４） 法第５条第３項（法第 20 条第３項において準用する場合を含む。）の規定によ	鎌倉市、藤沢市及び秦野市

り、障害物を伐除し、その旨をその所有者及び占有者に通知すること。 （５） 法第７条第１項（法第 20 条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。 （６） 法第７条第２項（法第 20 条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、損失を受けた者と協議すること。 （７） 法第７条第３項（法第 20 条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、収用委員会に土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 94 条第２項の規定による裁決を申請すること。 （８） 法第８条第１項の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事を許可すること。 （９） 法第 11 条（法第 12 条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について協議を行うこと。 (10) 法第14条第５項（法第17条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、法第14条第２項及び第３項に規定する必要な措置を自ら行い、並びにその命じた者又は委任した者に行わせること。 (11) 法第 14 条第１項の規定により、法第８条第１項本文又は第 12 条第１項の許可を取り消すこと。 (12) 法第 14 条第２項の規定により、工事の施行の停止を命じ、及び宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずること。 (13) 法第 14 条第３項の規定により、宅地の使用を禁止し、制限し、及び宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずること。 (14) 法第18条第１項の規定により、宅地に立ち入り、宅地造成に関する工事の状況を検査すること。 (15) 法第19条の規定により、宅地及び当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めること。 (16) （１）から(15)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	
137 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（以下この項において「法」という。）並びに宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和５年農林水産省・国土交通省令第３号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務 （１） 法及び省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 （２） （１）に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	逗子市、葉山町及び湯河原町
139 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下この項において「政令」という。）並びに法、政令及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下この項において「省令」という。）の施行のための規則に基づく次の事務 （１） 法第 29 条の規定により、開発行為を許可すること。 （２） 法第 34 条第 13 号の規定により、既存の権利者の届出を受理すること。 （３） 法第 34 条第 14 号（法第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定により、神奈川県開発審査会の議を経て、開発行為が開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認めること。 （４） 法第 34 条の２第１項（法第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定により、国又は都道府県等が行う開発行為について、当該国の機関又は都道府県等と協議すること。 （５） 法第 35 条の２第１項の規定により、開発行為の変更を許可すること。 （６） 法第 35 条の２第３項の規定により、開発行為の軽微な変更の届出を受理すること。 （７） 法第 36 条第１項の規定により、工事の完了の届出を受理すること。 （８） 法第 36 条第２項の規定により、工事を検査し、検査済証を交付すること。 （９） 法第 36 条第３項の規定により、工事が完了した旨を公告すること。 (10) 法第 37 条第１号の規定により、建築物の建築等が支障がないと認めること。 (11) 法第 38 条の規定により、工事の廃止の届出を受理すること。 (12) 法第 41 条第１項（法第 34 条の２第２項及び法第 35 条の２第４項において準用	鎌倉市、藤沢市及び秦野市

する場合を含む。）の規定により、建築物の建ぺい率等を指定すること。 (13)　法第 41 条第２項ただし書（法第 34 条の２第２項及び法第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定により、建築物の建築を許可すること。 (14)　法第 42 条第１項ただし書の規定により、開発許可に係る予定の建築物以外の建築物の新築等を許可すること。 (15)　法第 42 条第２項の規定により、国が行う行為について、当該国の機関と協議すること。 (16)　法第 43 条第１項の規定により、建築物の新築等を許可すること。 (17)　法第 43 条第３項の規定により、国又は都道府県等が行う建築物の新築等について、当該国の機関又は都道府県等と協議すること。 (18)　法第 45 条の規定により、開発許可に基づく地位の承継を承認すること。 (19)　法第 46 条の規定により、開発登録簿を調製し、保管すること。 (20)　法第 80 条第１項の規定により、（１）、（５）、(10)、(13)、(14)、(16)及び(18)に掲げる事務に関し、報告及び資料の提出を求め、並びに必要な勧告及び助言をすること。 (21)　法第 81 条第１項の規定により、（１）、（５）、(10)、(13)、(14)、(16)及び(18)に掲げる事務に関し、許可の取消し等を行い、並びに工事その他の行為の停止を命じ、及び必要な措置をとることを命ずること。 (22)　法第 81 条第２項の規定により、必要な措置を自ら行い、並びに命じた者及び委任した者に行わせること。 (23)　法第 81 条第３項の規定により、同条第１項の規定による命令をした旨を公示すること。 (24)　法第 82 条第１項の規定により、土地に立ち入り、当該土地等を検査すること。 (25)　政令第 36 条第１項第３号ホの規定により、神奈川県開発審査会の議を経ること。 (26)　（１）から(25)までに掲げるもののほか法、政令及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	
140　都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 （１）　法第 29 条、法第 34 条第 13 号、法第 35 条の２第１項及び第３項、法第 36 条第１項、法第 37 条第１号、法第 38 条、法第 41 条第２項ただし書（法第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）、法第 42 条第１項ただし書、法第 43 条第１項並びに法第 45 条の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 （２）　法第 80 条第１項の規定により、前項(20)に掲げる事務に関し、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 （３）　（１）及び（２）に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、厚木市及び大和市を除く。）
152　都市計画法施行法（昭和 43 年法律第 101 号）第７条の規定に基づく旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 （１）　法第 10 条第１項の規定により、事業計画等の変更を認可すること。 （２）　法第 11 条第２項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。 （３）　法第 12 条第１項の規定により、工事完了の届出を受理すること。 （４）　法第 12 条第２項の規定により、同条第１項の規定による届出のあった工事を検査し、及び検査済証を交付すること。 （５）　法第 12 条第３項の規定により、工事が完了した旨を公告すること。 （６）　法第 13 条第１号の規定により、住宅地造成事業施行地区内における建築物の建築を認めること。 （７）　法第 16 条の規定により、住宅地造成事業の廃止の届出を受理すること。 （８）　法第 17 条の規定により、工事の停止を命じ、及び必要な措置をとることを命ずること。 （９）　法第 18 条第１項の規定により、土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況を検査すること。 (10)　法第 19 条の規定により、報告又は資料の提出を求め、及び必要な勧告をすること。 (11)　（１）から(10)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	茅ケ崎市
153　都市計画法施行法第７条の規定に基づく旧住宅地造成事業に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （１）　法の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	綾瀬市

９　事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

（平成 12 年３月 31 日規則第 39 号）
（最終改正 令和７年３月 28 日規則第 35 号）

（市町村が処理する事務）

第１条　事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号。以下「特例条例」という。）別表の規則で定める事務（特例条例別表４の２の項の規則で定める事務を除く。）は、別表の左欄に掲げる事務ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第２条　（略）

別表（第１条関係）抜粋

52　特例条例別表 134 の項（９）に掲げる事務	租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則（昭和 49 年神奈川県規則第 46 号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 （１）　規則第３条第１項の規定により、同項において定める優良宅地造成認定申請書（一般用）を受理すること。 （２）　規則第３条第２項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。 （３）　規則第４条において準用する規則第３条第１項及び第２項の規定により、宅地の造成計画の変更に係る申請書及び同項に掲げる図書を受理すること。 （４）　規則第５条第１項の規定により、優良宅地造成認定を受けた者に対し、宅地の造成工事に係る届出をすべきことを命ずること。 （５）　規則第５条第３項の規定により、写真その他の資料の提出を求めること。 （６）　規則第６条の規定により、造成工事廃止届を受理すること。 （７）　規則第７条の規定により、地位承継届を受理すること。 （８）　規則第８条の規定により、宅地の造成が当該優良宅地造成認定の内容に適合していることを証明すること。 （９）　規則第８条の２の規定により、同条第１項において定める優良宅地造成認定申請書（土地区画整理用）を受理すること。 (10)　規則第９条第１項の規定により、同項において定める優良住宅新築認定申請書を受理すること。 (11)　規則第９条第２項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。 (12)　規則第９条の２第１項の規定により、住宅の新築工事完了前に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下この項において「法」という。）第 31 条の２第２項第 15 号ニ又は法第 62 条の３第４項第 15 号ニに規定する優良住宅新築認定を受けた者の当該新築工事完了後における優良住宅新築認定申請書を受理すること。 (13)　規則第９条の２第２項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。 (14)　規則第 10 条第１項の規定により、特例条例別表 134 の項及びこの項に規定する申請書等について規則第 10 条第１項において定める部数を提出させることとして、法及び規則に基づく事務を処理すること。 (15)　規則第 10 条第２項の規定により、申請書等について必要な部数を増加して提出させること。
53　特例条例別表 136 の項（16）に掲げる事務	宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則附則第２項の規定による廃止前の神奈川県宅地造成等規制法施行細則（昭和37年神奈川県規則第52号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 （１）規則第３条第１項の規定により、許可申請書を建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第９条に規定する申請書に併せて提出することとして、宅地造成等規制法の一部を改正する法律による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務を処理すること。 （２）　規則第３条第２項の規定により、変更に係る許可申請書を都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 30 条第１項又は同法第 35 条の２第２項に規定する申請書に併せて提出することとして、法に基づく事務を処理すること。 （３）　規則第５条の規定により、許可申請書に宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下この項において「政令」という。）第 17 条各号に掲げる資格を有する旨を明記することとして、法に基づく事務を処理すること。 （４）　規則第６条の規定により、許可申請書に当該申請に係る工事の現場管理者の住所及び氏名を明記することとして、法に基づく事務を処理し、並びに同条ただし書の規定による現場管理者の住所及び氏名の届出を受理すること。 （５）　規則第７条の規定により、石積み、編柵その他災害の防止上支障がないと認めるものの設置をもって、政令第６条の規定による擁壁の設置に代えさせること。 （６）　規則第８条の規定により、法第８条第１項に基づく許可を受けた旨を、同条に定める様式により表示し、及び工事に係る設計図書を当該工事現場に備えることとして、法に基づく事務を処理すること。 （７）　規則第９条第１項の規定により、工事施行状況の報告書を受理すること。

	（８） 規則第９条第２項の規定により、工程届を受理すること。 （９） 規則第 10 条の規定により、宅地造成工事に関する証明書等の交付の申請を受理すること。
54 特例条例別表 139 の項(26)に掲げる事務	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和 45 年神奈川県規則第 62 号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 （１） 規則第３条の規定により、同条において定める様式によるもの等を都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下この項において「省令」という。）第 16 条第２項に規定する設計説明書として、都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく事務を処理すること。 （２） 規則第４条の規定により、同条において定める様式を省令第 17 条第１項第３号に規定する同意書として、法に基づく事務を処理すること。 （３） 規則第５条の規定により、同条において定める様式を省令第 17 条第１項第４号に規定する資格を有する者であることを証する書類として、法に基づく事務を処理すること。 （４） 規則第６条の規定により、同条各号に掲げる図書を受理すること。 （５） 規則第７条の規定により、同条に定める法第 34 条第 13 号の規定による届出書を受理すること。 （６） 規則第８条第１項の規定により、同条において定める様式を法第 35 条の２第２項に規定する申請書として、法に基づく事務を処理すること。 （７） 規則第８条第２項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。 （８） 規則第８条の２第１項の規定により、同項において定める開発行為変更届出書を受理すること。 （９） 規則第８条の２第２項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。 (10) 規則第８条の３の規定により、同条に定める建築制限解除承認申請書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。 (11) 規則第９条の規定により、工事着手届を受理すること。 (12) 規則第 10 条第１項の規定により、工事完了図又は公共施設工事完了図及び同項各号に掲げる図書を受理すること。 (13) 規則第 12 条の規定により、同条各号に掲げる図書を受理すること。 (14) 規則第 13 条の規定により、同条において定める建築物特例許可申請書及び同条各号に掲げる図書を受理すること。 (15) 規則第 14 条の規定により、同条において定める予定建築物等以外の建築等許可申請書及び規則第 13 条各号に定める図書を受理すること。 (16) 規則第 15 条の規定により、規則第 13 条第１号、第４号及び第５号に掲げる図書並びに規則第 15 条各号に掲げる図書を受理すること。 (17) 規則第 16 条の規定により、地位承継届を受理すること。 (18) 規則第 16 条の２の規定により、同条に定める開発許可承継申請書及び同条各号に定める図書を受理すること。 (19) 規則第 17 条の規定により、同条に定める様式を省令第 36 条第１項に規定する調書として、法に基づく事務を処理すること。 (20) 規則第 18 条第１項の規定により、法第 29 条又は法第 35 条の２第１項の許可を受けた開発行為及び法第 35 条の２第３項の届出に係る開発行為に関する工事の施行者から開発行為に関する工事施行状況報告書及び規則第 18 条第１項において定める資料を受理すること。 (21) 規則第 19 条第１項の規定により、法第 29 条の許可を受けた者が、開発許可済の標識を掲示することとして、法に基づく事務を処理すること。 (22) 規則第 19 条第２項の規定により、法第 43 条第１項の許可を受けた者が、建築等許可済の標識を掲示することとして、法に基づく事務を処理すること。 (23) 規則第 20 条の規定により、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書を受理すること。 (24) 規則第 21 条の規定により、同条において定める様式を、法第 82 条第２項に規定する身分を示す証明書として、法に基づく事務を処理すること。 (25) 規則第 22 条の規定により、法第 30 条第１項、法第 35 条の２第２項、省令第 34 条第１項、規則第８条の２第１項、規則第８条の３、規則第 13 条、規則第 14 条及び規則第 16 条の２の申請書、届出書及びその添付図書について、それぞれ規則第 22 条において定める部数を提出させることとして、法及び省令に基づく事務を処理すること。
55 特例条例別表 140 の項（３）に掲げる事務	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 （１） 規則の規定により、知事に提出する書類（規則第７条、規則第８条の２、規則第９条、規則第 18 条及び規則第 20 条に規定するものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。
64 特例条例別表 152 の項(11)に掲げる事務	神奈川県旧住宅地造成事業に関する法律施行細則（昭和 40 年神奈川県規則第 83 号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 （１） 規則第５条第１項の規定により、旧住宅地造成事業に関する法律施行規則（昭和 39 年建設省令第 28 号。以下この項において「省令」という。）第 14 条に基づく申請書について、規則第５条第１項各号に掲げる部数を提出することとして、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号。以下この項において「法」という。）に基づく事務を処理すること。 （２） 規則第６条第３項において準用する同条第１項の規定により、同項各号に掲げる書類を受

	理すること。 （３） 規則第６条第３項において準用する同条第２項の規定により、同項において定める様式を省令第３条第１項第１号に規定する同意を得たことを証する書類として、法に基づく事務を処理すること。 （４） 規則第７条の規定により、同条において定める様式を省令第５条の規定による設計説明書として、法に基づく事務を処理すること。 （５） 規則第８条の規定により、法第 10 条第１項の規定による事業計画の変更の認可申請書に設計者の資格を明記することとして、法に基づく事務を処理すること。 （６） 規則第９条の規定により、省令第 14 条に規定する事業計画変更認可申請書及び工事施行者変更認可申請書に、当該申請に係る工事の現場管理者の住所及び氏名を明記することとして、法に基づく事務を処理すること。 （７） 規則第 10 条の規定により、同条各号に掲げるものを省令第 10 条の規定による技術的基準の附加として、法に基づく事務を処理すること。 （８） 規則第 11 条の規定により、規則第 10 条第１号及び第２号並びに規則第 11 条各号に掲げるものを省令第 20 条の規定による技術的基準の附加として、法に基づく事務を処理すること。 （９） 規則第 12 条の規定により、法第 11 条第２項の規定による承継届に、旧事業主の住所、氏名、認可年月日、認可番号及び承継の原因（相続又は合併の別）を記載することとして、法に基づく事務を処理すること。 (10) 規則第 15 条の規定により、同条において定める様式を、法第 18 条第２項の規定による身分を示す証明書として、法に基づく事務を処理すること。 (11) 規則第 16 条の規定により、法第 10 条の規定による認可を受けた住宅地造成事業の工事施行者から工事施行状況の報告等を受理すること。 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 82 号）附則第 56 条第４項又は第 72 条第４項の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係る租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成 23 年神奈川県規則第 66 号）による改正前の租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則（昭和 60 年神奈川県規則第 13 号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の４第２項又は第 17 項の規定に係るものを除く。） （１） 規則第３条第１項の規定により、同項において定める特定民間再開発事業認定申請書を受理すること。 （２） 規則第３条第２項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。 （３） 規則第４条第１項の規定により、同項において定める地区外転出事情認定申請書を受理すること。 （４） 規則第４条第２項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理すること。

10　用途地域による建築制限の概要（建築基準法第 48 条）

用途地域内の建築物の用途制限

□　建てられる用途

▨　建てられない用途

①．②．③．④．▲．△　面積、階数等の制限あり

		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▨	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50 ㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▨	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150 ㎡以下のもの	▨	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等サービス業用店舗のみ。２階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。２階以下 ③２階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く。 ⑤農産物直売所、農家レストラン等のみ。２階以下
	店舗等の床面積が 150 ㎡を超え、500 ㎡以下のもの	▨	▨	②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500 ㎡を超え、1,500 ㎡以下のもの	▨	▨	▨	③	○	○	○	▨	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 1,500 ㎡を超え、3,000 ㎡以下のもの	▨	▨	▨	▨	○	○	○	▨	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 3,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以下のもの	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	▨	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 10,000 ㎡を超えるもの	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	○	▨	▨	
事務所等	事務所等の床面積が 1,500 ㎡以下のもの	▨	▨	▨	▲	○	○	○	▨	○	○	○	○	○	▲２階以下
	事務所等の床面積が 1,500 ㎡を超え、3,000 ㎡以下のもの	▨	▨	▨	▨	○	○	○	▨	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000 ㎡を超えるもの	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	▨	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		▨	▨	▨	▨	▲	○	○	▨	○	○	○	▨	▨	▲3,000 ㎡以下
遊技・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	▨	▨	▨	▨	▲	○	○	▨	○	○	○	○	▨	▲3,000 ㎡以下
	カラオケボックス等	▨	▨	▨	▨	▨	▲	▲	▨	○	○	○	▲	▲	▲10,000 ㎡以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等	▨	▨	▨	▨	▨	▲	▲	▨	○	○	○	▲	▨	▲10,000 ㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	▨	▨	▨	▨	▨	▨	△	▨	○	○	○	▨	▨	△客席 200 ㎡未満
	キャバレー、料理店、個室付浴場等	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	▲	▨	▨	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▨	▨	
	大学、高等専門学校、専修学校	▨	▨	○	○	○	○	○	▨	○	○	○	▨	▨	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▨	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	▨	▨	○	○	○	○	○	▨	○	○	○	▨	▨	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▨	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲600 ㎡以下
	自動車教習所	▨	▨	▨	▨	▲	○	○	▨	○	○	○	○	○	▲3,000 ㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	▨	▨	▲	▲	▲	▲	○	▨	○	○	○	○	○	▲300 ㎡以下　２階以下
	建築物附属車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の１／２以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	①600 ㎡以下　１階以下 ②3,000 ㎡以下　２階以下 ③２階以下
		※一団地の敷地内について別の制限あり													
	倉庫業倉庫	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	▨	○	○	○	○	○	
	畜舎（15 ㎡を超えるもの）	▨	▨	▨	▨	▲	○	○	▨	○	○	○	○	○	▲3,000 ㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋※、畳屋※、建具屋※、自転車屋※等で作業場の床面積が 50 ㎡以下	▨	▲	▲	▲	○	○	○	①	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲住宅に兼ねて２階以下 ①当該用途地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とするもの（※を除く）
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	▨	▨	▨	▨	①	①	①	③	②	②	○	○	○	原動機・作業内容・騒音等制限あり 作業場の床面積 ①50 ㎡以下②150 ㎡以下③農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。（著しい騒音を発生するものを除く）
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	○	
	危険性が大きいか又は環境を悪化させるおそれがある工場	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	
	自動車修理工場	▨	▨	▨	▨	①	①	②	▨	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50 ㎡以下②150 ㎡以下 ③300 ㎡以下　　原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設	▨	▨	▨	①	②	○	○	▨	○	○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が少ない施設	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	○	○	○	①1,500 ㎡以下　２階以下 ②3,000 ㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量がやや多い施設	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が多い施設	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	
	店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等で、その用途に供する部分の床面積の合計が１万㎡を超えるもの	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	○	○	○	▨	▨	用途地域の指定のない区域（都市計画法第７条第１項に規定する市街化調整区域を除く）においても建築不可
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。